

足尾鉍毒事件と渡良瀬遊水地の成立 (IV)

—— 渡良瀬川・思川治水をめぐる地域対立 ——

松浦茂樹*

1. はじめに

筆者は、「国際地域学研究第5号」(東洋大学国際地域学部 2002年3月)で、本課題「足尾鉍毒事件と渡良瀬遊水地の成立」についての基本的枠組みを述べた。それは、次のようである。自然条件に制約されて基本的に常習湛水地域であった渡良瀬川下流部には長い期間にわたる治水課題があり、これに足尾鉍毒問題が加わってこの地域の治水整備が喫緊の課題となった。そこで採択されたのが、谷中村廃村に基づく遊水地の整備であった。ではなぜ谷中村なのか。自然条件、足尾鉍毒問題も含め、歴史的な地域の成立過程の分析を通じて明らかにする必要がある。

この認識に基づき「国際地域学研究第7号」(2004年3月)では、渡良瀬川の歴史的河道整備について論じ、近世、渡良瀬川は右岸に展開する上野国(現・群馬県)館林領を守るように整備されてきたことを明らかにした。館林領の対岸、そこは下野国(現・栃木県)であるが、そこで合流する支川のほとんどは堤防で締切られることなく霞堤となり、洪水の都度、氾濫していたのである。また、特に明治35年(1902)の渡良瀬川出水が、藤岡台地の開削・渡良瀬遊水地築造という近代改修計画に大きな影響を与えたことを指摘した。その出水は、旧蓮花川河道(唯木沼から旧渡良瀬川に流出していた河道)・新川(宝永7年(1710)に唯木沼から赤麻沼(現渡良瀬遊水地の一部)に人口開削された水路)を通して藤岡台地を横切り、赤麻沼から谷中村を襲っていた。谷中村は、渡良瀬川・思川合流部からではなく、その背後から襲われたのである。この出水を踏まえ、近代改修計画は策定されたのである。

続いて「国際地域学研究第8号」(2005年3月)では、渡良瀬川と利根川の合流状況について論じてきた。天明3年(1783)の大噴火により大量の火山灰が利根川流域に降下し、これを契機に、利根川河道は一変した。降灰が洪水によって河道に集中することにより、それまでの堀込河道から土砂の移動の激しい天井川へと変貌していったのである。また利根川河床上昇により、渡良瀬川・思川の排水条件が悪くなるとともに、渡良瀬川・思川下流部には利根川からの逆流が多くなり水害が激化した。谷中村では、堤内の湿地化・荒蕪化が進み、その結果、530余戸あった人家が、明治2年(1869)には300余戸と減少したのである。

本研究では、渡良瀬川中・下流部、思川下流部に焦点をあて、近代改修に至る厳しい地域対立に

*東洋大学国際地域学部教授

ついて論じていく。なお説明の都合上、既論文と重なる部分が少々あることをお断りしておく。

2. 渡良瀬川中・下流部の地域対立

2.1 近代初頭の地域対立

近世の渡良瀬川下流部の治水秩序をみると、右岸・館林領を守る状況になっている（図1）。館林領は築堤で囲まれ、渡良瀬川を西岡地先から台地に押し込み、その直上流部は築堤で締切らず霞堤となっていた。下野国である渡良瀬川左岸また矢場川左岸に遊水させる秩序となっていたのである。そして館林藩には、家康関東入国時に徳川四天王の一人・榊原康政が配封され、後にはここから綱吉が5代将軍となった。治水上、他地域に比して館林領である渡良瀬川下流部右岸は優位に整備されたのである。

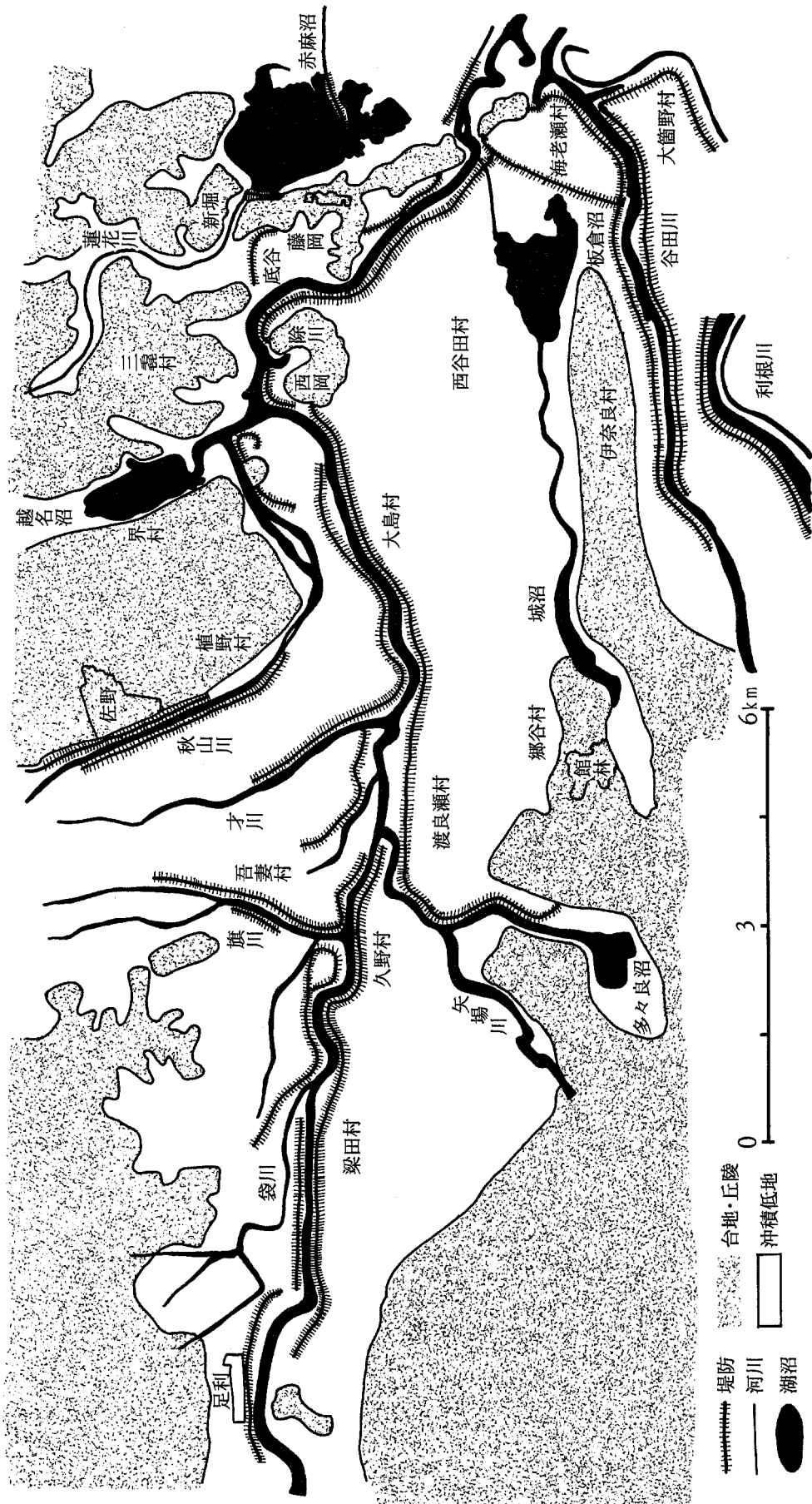
明治4年（1871）、渡良瀬川中流部左岸に位置する栃木県下都賀郡・安蘇郡の村々から渡良瀬川改修計画案が、当時の行政区域である古河県・日光県に嘆願書として提出された¹⁾。渡良瀬川の秋山川合流点直上流から板倉沼に新河道を開削し、合ノ川との合流地点で渡良瀬川に再び落とそうとしたものである。嘆願した村々は、現在の佐野市が中心であるが、藤岡町も加わっている。この嘆願の歴史的背景として、対岸・群馬県側と比べて不利な治水秩序となっていたこと、さらには幕末、藤岡の台地を開削して赤麻沼に落とす改修計画が右岸の館林領から提案されていたことがあげられる。直接的には、この改修計画案への対抗策であったであろう。

右岸・館林領からの幕末の改修計画を策定したのは、邑楽郡田谷村住民・大出地図弥である。館林藩に献策したところ認められたので、大出は多くの人々を指揮して測量を行い、詳細な実測図を作成して起工しようとした。しかしその開削台地が館林藩ではなかったため挫折したことが伝えられている²⁾。「群馬県邑楽郡誌」（群馬県邑楽郡教育会 大正6年）は、「近年渡良瀬川改修工事の開始せらるゝやその計画地図弥の設計と全然軌を一にす。世人深く地図弥の卓見に服す」と述べている。彼の設計が、明治改修による放水路計画と同じだったと記述されていることに注目したい。

さて明治4年の左岸側の構想は、秋山川合流点直下流から新河道を開削しようということである。合流地点は霞堤であるため常習湛水地域となっているが、常習湛水から脱却するためには霞堤を閉じなくてはならない。そのためには下流部の渡良瀬川河道の疎水能力を大きくしなくてはならない。しかし合流点下流部は台地によって狭窄されているため、容易に拡げることは出来ない。そこで新河道開削の要求となったのである。

2.2 鉾毒被害と地域の対応

鉾毒の影響が下流農民に現れ始めたのは明治18年（1885）から20年といわれるが、23年の洪水によって一挙に被害が顕在化した。23年10月、秋山川の中流地域に位置する安蘇郡犬伏町から「秋山・渡良瀬川逆水防禦堤塘新設願」が栃木県知事に提出された³⁾。その中で以前は「出水ノ度毎ニ其逆水ノ為メ耕地ニ害ヲ被ル実ニ甚シキモノ」であったが、「年々出水ノ度毎ニ此大害ヲ被ル事ナレバ其



第1図 渡良瀬平地中流部の改修前概況図

積算スル処実ニ巨大ト謂ハザルヲ得ス、況ンヤ近年足尾銅山ヨリ来ル処ノ『タンパン』水ノ為メ、浸水耕地ノ諸作物ヲ害スル事実ニ甚シク、且ツ従来谷地ヲ採ツテ以テ肥料トナシ来リシモ、却而諸作物ヲ害スルカ故ニ之レヲ用ユルヲ得ス、豈之レガ防禦ノ法ヲ求メズシテ可ナランヤ」と、常習湛水が鉱毒被害となったことを述べている。

この「堤塘新設願」は、洪水防禦のため堤防・樋門を設置して霞堤を締切ることを要請するが、さらに43町余の良田を新たに得るとして、その効果を主張する。また「本案工事ニ要スル諸費ハ一切有志者ノ寄附金及ビ献力人夫ヲ以テ之レヲ弁ジ、聊カモ県庁ノ御補助ヲ仰ガザルナリ」とのこゝを付け加えている。いかに霞堤締切りの要望が強いかが分かる。

さらに明治23年(1890)12月、渡良瀬川左岸に位置する足利郡吾妻村々長が、栃木県知事に甚大な被害を受けるとして上申書を提出した。吾妻村は、才川が渡良瀬川に合流する地域に位置し、その合流部は霞堤となっていて常習氾濫地域である。しかし北から南への地形勾配はかなりあり、湛水が引くのは早かった。この点で湛水時間が長い下流部の秋山川、あるいは谷中村と異なっていたが、この中で鉱毒被害について次のように述べている⁴⁾。

「1. (略)往古ハ一度出水アリ多少害ヲ被ムルモ、田面ニ残ル澱土肥料トナリ、両三年間ハ多少ノ肥料ヲ要セス稲作繁茂ヲ見ルモ、近年該澱土反ッテ有害トナリ、古来ノ肥料倍数ニ施スモ年々収穫ヲ減ス。(略)

1. 本村畑作ハ大小麦菜種之レナリ。夫レ之レカ実況ヲ査察スルニ、前記ノ如ク出水後ノ澱土、最モ畑作物ノ肥料トナリ頗ル生育好ク、仮令出水アリ夏作物タル大小豆ニ多少被害ヲ受クモ、大小麦菜種ノ収穫多キヲ以テ敢テ意ト為サリシカ。近年之ニ反シテ該澱土ノ有害ナルカ為、毎秋播種期ニ至リ播種スルモ、発生ノ後更ニ生育ノ景状ナク中央ハ枯損スルアリ。(略)

1. 本村勉強ナル農夫ハ春期中余暇ノ際、渡良瀬川沿岸寄州ニ沈澱スル土ヲ適宜ノ方法ニ據リ我田畑ニ運搬シ、肥料ノ一助トナシ来リシカ。今春大字上羽田ノ一農夫該方法ヲ我田畑ニ履行セシ処、豈ニ計ランヤ反ッテ有害トナリ、鄰田ノ稲作ヨリ生育ノ劣レルコト数等、故ニ本村民之レヲ実見シテ丹礬毒ノ甚シキ驚嘆セリ。(略)」

このように常習氾濫地域があったが、洪水によって運ばれてきた土砂には肥料が含まれており、稲作や畑作にとって少々の氾濫は被害とはならなかった。中には、堆積した土砂を田畑に運搬して肥料としていた。しかし銅分を含むことによって一変したと述べている。洪水が激甚な鉱毒被害へと変わったのである。被害を受けた住民は「鉱毒洪水合成加害」と認識していた。

中・下流部での鉱毒被害は、足尾銅山から出た硫化銅を含む廃鉱が洪水によって下流に押し出され、それが田畑に氾濫して生じたのである。堤内地に渡良瀬川洪水が氾濫しなかったら、たとえ河道に廃鉱が堆積しても、堤内地の田畑は鉱毒被害にさらされることはない。このため鉱毒反対運動は、鉱山経営の廃止とともに渡良瀬川改修を求めており、渡良瀬川治水を包摂するものだった。さらに渡良瀬川治水にとっても、銅山採掘に伴う荒廃した上流山地からの多量の土砂流出は重大な支障となる。鉱毒被害と渡良瀬川治水は、密接、不可分な関係にあったのである。

渡良瀬川の洪水氾濫は、霞堤の地域から広がっていた。その面積は表1に示すとおりである。秋

山川の合流口の湛水区域が特に大きいことが分かる。6尺の増水は年30回以上、14尺の洪水は平均一ヶ年1回以上と評価されていた⁵⁾。

もちろん渡良瀬川沿いの堤防は貧弱ものであったので大洪水の時には堤防が破壊され、一層、広い区域に鉍毒被害を生じさせていた。一方、対岸の群馬県中・下流部では、堤防決壊があって初めて洪水は堤内に氾濫していた。

表1 支川ごとの霞堤からの氾濫状況

	4尺の増水	6尺の増水	8尺の増水	14尺の増水
	町	町	町	町
袋川落合口	1.33	10.96	16.60	49.01
旗川落合口	19.18	42.96	235.47	469.23
才川落合口	19.49	63.98	227.78	617.23
秋山川落合口	293.50	460.68	835.67	1191.67
山邊村無堤地	—	—	—	550.00
矢場川落合口	10.87	15.28	20.41	529.60
堤外地	861.63	923.58	929.88	931.40
	1205.95	1523.56	2265.81	4338.54

6尺の増水は勾に30回以上、14尺の増水は平均1ヶ年に1回以上

(出典：「足尾銅山ニ関スル調査報告書ニ添付スヘキ参考書第八号」)

示談と治水

明治24年（1891）から県会議員が仲裁人となり、足尾製銅所（古河）と被害民との間で示談が進められていた。この中で治水がどのように認識されていたのかをみてみよう。秋山川沿いの安蘇郡植野・界・犬伏は、示談の中で新堤築造を求めて次のように主張した⁶⁾。

「堤外地四十町歩アリ。段価六十円ノ半額ヲ損害トシテ金一万二千元外ニ、新堤築造及水路新開費金二万円、合計三万二千元ニテ仲裁ヲ受ケタシ。但シ新堤及水路ノ築造ニ支障アルトキハ其費用ヲ堤内被害者ニ配分スル見込ナリ。」

また足利・梁田両郡からの要求は、次のように堤防の増築・新築を先ず第一に主張した⁷⁾。

「1. 堤防増築並ニ新堤築造ノ事

1. 鉍毒ノ為ニ荒蕪地ニ変シタル土地ヲ旧地ニ復スル法ヲ実行スルコト

1. 二十三年已降鉍毒ノ為ニ作物減損ニ対スル賠償ヲ受クルコト

1. 水源涵養法挙行ノコト」

栃木県下、渡良瀬川中・下流部の鉍毒被害住民にとって、霞堤締切がいかに重要であったかが分かる。なお谷中村がある下都賀郡は、斡旋案に対して次のように堤防強化を要求している⁸⁾。

「下都賀郡カ被害十分ノ二ト云フニ付テ異議ナシ、但谷中三鴨両村ト他四ヵ村ト対等ト云フハ少シク不相当ト認ラル、ヲ以テ、三鴨谷中ヲ四分トシ他ノ四ヵ村ヲ六分トシ、且四ヵ村ニ対シテ歩合ノ外ニ二千元ノ堤防費ヲ要求シタシ」

このような治水要求に対し、明治25年（1892）6月24日の安蘇郡・梁田郡との相談会の場で、県会議員・横尾輝吉は次のように述べ、秋山川・矢場川の霞堤締切りが鉍毒対等として重要であるが、

行政上諸種の手続きが必要なので二番目の課題としたいと主張している⁹⁾。

「安蘇郡ニ於ケル新堤築造ノ件ハ極メテ好拳ナレハ、篤ト調査ヲ加ヘテ御同意致スヘキ積リナリ。然レトモ事行政ニ関スルヲ以テ諸種ノ手續ヲ盡サ、ルヘカラス。即チ示談ノ歩武ヲ進メタル後第二ノ目的トシテ之ニ従事セサルヘカラス。梁田郡ニ於ケル矢場川ノ如キモ同様、知事ニ於テ取扱ハルヘキト思ハルニ付、私共モ及フヘキ丈ケノ盡力ヲナスヘシ。」

被害地域からは「秋山川ノ開鑿ハ第二段ノコトトノコトナリシカ如何ナル訳ナルカ」と疑問が出たが、「秋山川ノ新堤ハ仲裁事件トシテ直接ニ出来ス」と、直接的に仲裁はできないと主張したのである。

明治25年8月から26年3月にかけて、それぞれの地域は示談について、明治29年6月までは新たに取り付けた粉鉦採集器が実動試験中なので何等の苦情も唱えない等の条件の下で、個別に鉦業側と契約を結んでいった¹⁰⁾。下都賀郡藤岡町・生井村・部屋村・野木村との間で25年8月に結ばれた契約の第一條は、次の内容であった。

「 第一條 古河市兵衛ニ於テハ未ダ被害有無ノ調査ヲ遂ケサルモ仲裁人ノ取扱ニ任せ徳義上示談金トシテ左ノ如ク支出スルモノトス

第一項 金參百拾壹円四拾五錢
是ハ本件ノ為メニ要シタル失費ニ充ツ

第二項 金五千元
是ハ前記関係地ヘ配当

第三項 金千八百円
是ハ水防費トシテ明治二十七年二月末日支出スルモノトス

第四項 第一、第二兩項ノ金額ハ即時之ヲ支払フ事

第五項 第三項ノ金額ハ難止支障ヲ生シ水防工事遂工ニ至ラサルトキハ更ニ之ヲ該村関係地ヘ配分スル事」

示談金の合計は7,111円45銭だが、このうち25%が水防費にあてられている。同様に谷中村は、三鴨村大字都賀と合わせ第1項が500円、第2項が3,000円、第3項が2,000円の合計5,500円であった。また安蘇郡植野村・堺村・犬伏町の契約では、第1条は次の内容のものだった¹¹⁾。

「 第一條 古河市兵衛ニ於テハ未ダ被害有無ノ調査ヲ遂ケザルモ、仲裁人ノ取扱ニ任せ徳義上示談金トシテ、左ノ如ク支出スルモノトス

第一項 金千參百六拾八円九拾錢四厘
是ハ本件ノ為メニ要シタル失費ニ充ツ

第二項 金壹万円也
是ハ植野村・堺村・犬伏町ノ関係地ヘ適宜配当

第三項 金壹万四千元也
是ハ水防費トシテ明治二十六年十月三十日、同二十七年十月三十日ノ兩期、半額ツ、支出スルモノトス

第四項 第一第二両項ノ金額ハ即時之ヲ支払フコト

第五項 第三項ノ金額ハ難止支障ヲ生ジ水防工事遂工ニ至ラサルトキハ、更ニ之ヲ三町村関係地へ配分スルコト」

示談25,368円90銭のうち55%が水防工事費にあてられているのである。

続いて明治26年12月から、いかなる災害があっても苦情は一切申し出ないという、いわゆる永久示談書がそれぞれの地域と結ばれた。下都賀郡「部屋村ノ内及生井村ノ内」では、26年12月26日に3,500円の示談金でもって次のような契約が結ばれた¹²⁾。

「右ハ当村々堤塘工事拡張致候ニ付、該費用中ニ不足ヲ生シ甚タ困難ノ折柄、特別ノ御都合ヲ以テ頭書ノ金参千五百円御補助被下難有領収仕候。就テハ自今右堤塘工事ヲ完全ニ竣功シ、常ニ水害ノ憂ナカラシムルハ勿論、昨明治廿五年八月中貴殿ト当村々トノ間ニ取組ミタル約定條件ハ一切無効ト致シ、向後永世ニ至ル迄、堤塘ノ内外ヲ問ハス天災其他如何ナル災害ニ遭遇候トモ、貴殿御事業足尾銅山ヨリ流出スル鉍毒土砂其他何等ノ名義ニ不拘、苦情カ間敷義一切申出間敷候。」

このように堤防の拡張工事のため費用が不足し、その補助金として永久示談金を受け取ったのである。治水さえしっかりしていれば被害が生じないとの判断であった。この後、示談金額を代えて同内容のものがそれぞれの地域で結ばれていった。しかし秋山川が合流する安蘇郡植野村・堺村・犬伏町はこの永久示談を締結しなかった。

2.2 渡良瀬川中流部の治水の動向

河川改修を行うのは、この当時、栃木県である。明治25年(1892)1月、栃木県は内務大臣に才川合流部における「新堤築造之義伺」を出し、次のように陳情した¹³⁾。

「多年築堤ノ計画有之候得共、時機熟セス起工ノ場合ニ至リ兼居。然ルニ明治廿三年八月ノ洪水ハ、実ニ非常ニシテ数百町歩ノ耕地ヲ浸シ、無限ノ惨状ヲ極メ候ヨリ益々堤塘築造ノ必要ヲ感シ、地先ニ当ル上下羽田人民ニ於テハ、堤敷ハ勿論千五百人ノ人夫ヲモ寄附シ、新堤築造ノ事ヲ企図要請候ニ付、主任者派出調査為致候処事実相違無之ニ付、前後古堤ニ照準別紙図面ノカ所へ新堤築造ノ計画ヲ立、該工費金参千円支出議案ヲ廿五年度通常県会ニ発附候処、多数ノ賛成ヲ得テ可決ニ至リ候ニ付、該年度早々起工候様致度、尤利害ニ関係アル群馬県へ其意見紹介候処、新堤築造相候時ハ、従来本県下ニ汎濫ノ水量放流ノ途ヲ設ケサレハ不相成ト、既設堤塘ハ薄弱ナルトヲ以テ協議ニ難応旨ノ回答ニ有之候得共、一体該県下ノ堤塘ハ本県下ニ比シ従来ヨリ高大且堅牢ニシテ、仮令本流ニ多少増水スト雖モ敢テ支障ヲ来タスノ憂ヒハ無之ト認メラレ候。」

このように、才川合流部には、以前から締切りの計画があったこと、23年の洪水によりその湛水面積は大きく悲惨な状況となったので、地元では用地と1500人の人夫を寄付して新堤築造を企画したこと、栃木県では主任を派遣して調査をして計画をつくり、三千円の予算で工事を行うことを決定したことが述べられている。しかし利害に関係のある群馬県に照会したところ、流下洪水量が増

大し既存の堤防が危険になるといって反対した。栃木県は、群馬県の堤防は栃木県より高大で牽牢であって、たとえ多少の増水があったとしても支障がないことを主張し、内務大臣により至急の締切許可を要請したのである。

しかし内務大臣の裁可がないため明治27年(1894)4月、再度提出した(「新堤築之義ニ付再伺」¹⁴⁾)。その回答が27年5月、土木局長からあったが、次のように、新築すれば上・下流に影響し、その害は家屋・人命にも危険を及ぼし、農産物被害だけである今日に比べて著しく被害が増大すると論じ許可しなかった¹⁵⁾。

「該所ニ新堤ヲ築設シ洪水汎濫ヲ塞断スルトキハ水面ノ隆起ヲ来タシ、流水ノ疎通ヲ妨ケ、上流ニ影響ヲ及ホスコト不少。ノミナラス下流ニ於テモ自然洪水時刻ヲ早メ、水位ヲ嵩ムルコト一層ナリ。加之右ハ其築堤カ所ニ係ル下羽田地内ニ就キ之ヲ見ルモ、現時同所ニ於ケル洪水ハ之カ汎濫徐々タルヲ以テ、其害ノ及フ所単ニ農産物ニ止マリ土地ヲ害スルコト少ナシト雖モ、新堤築設ノ上一朝破壊スルコトアランカ、其災害ハ右土地ヲ害スルハ勿論、家屋人命ニモ危険ヲ来スノ虞有之。」

才川は、秋山川・矢場川と比べ、河川規模またその位置からして他地域に影響するところは少ない。しかしこの才川であっても群馬県は強硬に反対したのである。渡良瀬川中流部において、治水をめぐり極めて強い地域対立があったことが分かる。

この栃木県側の動きが刺激したであろう群馬県邑楽郡西谷田村外四ヶ村が、明治27年、群馬県会に「渡良瀬川堤防修築工事請願並びに設計書」を提出し、邑楽郡渡良瀬川右岸の堤防拡築を請願した。この中で次のように述べ、栃木県の治水の動きが脅威を与えているとして栃木県を非難した¹⁶⁾。

「対岸ナル栃木県ハ、地勢上優等ノ位置ヲ占ムルニ不拘治水ニ最モ鋭意シテ、連年堤塘ヲ修築セルヲ以テ、今之ヲ軽々ニ看過シタランニハ、再ヒ洪水ニ際スレハ必スヤ堤塘ノ決潰ハ栃木県ニアラスシテ、我カ群馬県ノ沿岸ニアラン。嗚呼之レヲ思ヒ彼レヲ思ヘハ轉タ憂患ニ堪ヘス。」

この請願に呼応して明治27年12月、群馬県会では、「栃木県界村ヨリ三鴨村地先新規築堤排除ノ建議」を行い、秋山川の霞堤を締切ろうとする栃木県を強く牽制した¹⁷⁾。なお秋山川合流部の直上流の渡良瀬川は、築堤により人為的に狭窄部となっていて、渡良瀬川洪水の疎通を抑える形状となっていた。

栃木県の常習汎濫の地域からは、この後も霞堤締切り要求は続いていく。明治28年12月「渡良瀬川下流測量願」が秋山川沿いの安蘇郡植野村・界村・犬伏町から提出され、国による渡良瀬川下流部の測量が懇願された¹⁸⁾。この中で「壹万四千円ヲ堤塘事業費トシテ寄附シ、以テ渡良瀬川下流ニ新堤ノ築造ト新川ノ開鑿トヲ県庁に出願セシニ、是レ亦容ルノ所ト為リ県会モ亦該測量ニ関スル費用ノ支出ヲ決議セラレタル」と、秋山川合流部の霞堤締切りと新川開削が計画されたことを述べている。新川開削とは秋山川のショートカットと思われるが、これも実行されず、「今ヤ対岸ナル群馬県ニ於テハ、此年ノ水害ニ鑑ミ一層宏大ナル拡築工事ヲ施シ、堤防ヲ鞏固ニセシモ、我地方ニ於テハ治水ノ功今ニ成ラス」と、堤防拡築を図る群馬県の動きを指摘し、政府による早急の測量を懇願したのである。

ところで新川開削について明治29年（1896）10月群馬県邑楽郡から、「渡良瀬川未流改良ノ儀」との請願書が提出された¹⁹⁾。この中で「茨城県猿島郡新郷村大字立崎ヨリ同村大字大山沼字大山エ（凡一里）、別紙略図黒点ノ通り新川開鑿シ、之ヲシテ赤堀川へ放流スルトキハ逆水ヲ防遏シ、之ニ伴フ処ノ災害ヲ除クベク」と、利根川・渡良瀬川合流部で新たな水路の開削が主張された。邑楽郡からのこの動きをふまえてだろう同年12月19日、「茨城県猿島郡新郷村大字立崎ヨリ、同郡大山村大字大山沼へ一里程新川ヲ開鑿シ、以テ赤堀川ニ放流セシメ、之レカ溯水ヲ防遏シ其惨害ヲ避ケントス。若シ此新川ニシテ成功セハ、利根渡良瀬両川共ニ疏水ノ道全キヲ得、其利益ノ及ホス所畜ニ本県ノミナランヤ。延テ茨城、埼玉、栃木ノ四県ニ渉ルヘシ」と主張する「渡良瀬川下流新川開鑿ノ建議」²⁰⁾が群馬県会で行われ、県会議長から内務大臣へ上申された。

また栃木県会でも、明治29年12月12日付で行われた足尾銅山に関する建議の中で、「足尾銅山ヨリ流出スル鉍毒土砂等ヲ渡良瀬川以外ニ氾濫セシメサルニ湛ユヘキ堤防ヲ国庫支弁ヲ以テ新設又ハ拡張スルコト、及渡良瀬川下流ヨリ利根川ニ向ヒ新川ヲ開鑿シ疏通ノ途ヲ開ク事」と、堤防新改築とともに合流部における新川開削が主張された²¹⁾。合流部における新川開削では、両県は利害を一致させたのである。

なお明治30年3月に内閣直属の下に設置された足尾鉍毒事件調査委員会（第一次鉍毒調査会）でも、新川開削が議論されていた。調査委員として参画した小藤文次郎（帝国大学教授・地質学）は、明治30年7月、委員長に提出した「渡良瀬下流鉍毒地の地質報告」の中で、赤堀川と平行に新たな水路の開削を次のように主張した（図2）²²⁾。

「第二案は、利根川の為渡良瀬の押留めらるるを避くる策として、古河の南に於て一大溝渠を穿ち、之を牧の地に始め而して新久田、馬喰を経て中田の北を貫き中田沼に落し、大山沼の縁に於て、赤堀川（利根分流）に瀉かしむる件なり。武野唯一の水路狭道たる栗橋辺の川床を横過する東北鉄道も、下渡良瀬の洪濫に対して其責の一部を分負せざる可らず。」

この文では第二案となっているが、その前に一策として西岡新田から大曲・板倉沼を経て谷田川下流部を通して渡良瀬川へ続く新たに河道を次のように提案していた。

「拙案に拠れば渡良瀬の積水を分割し、勢を殺く為めに西岡新田より地勢を利用し、幅広き溝を穿ち大曲より板倉沼に落し、而して谷田川に頼り、下宮の向岸に於て渡良瀬本流に送水するを一策とす。」

ところで明治30年、全く別個の改修計画案が地元住民から提出された。群馬県邑楽郡館林町住民と同県勢多郡住民の2名が「渡良瀬川治水ニ付建議」を内閣総理大臣に提出し、この中で藤岡台地開削による治水等を主張したのである²³⁾。この中で

「 第一 河身ヲ定ムル事

第二 堤外地ノ家屋及桑畑竹藪ノ如キ水流ノ疏流ニ害アルモノヲ撤去シ、応分ノ処置ヲ施ス事

第三 末流ヲ開鑿スル事」

を提案したが、第三が藤岡台地開削であり、次のように論じた。

「渡良瀬川ノ沮滯スルハ、往時通船ノ便ノ為メニ設ケタル七曲ニ候ヘトモ、今日ハ気車ノ便利開ケ、敢テ通船ノ便ノミニ依ルヲ要セサレバ、其水路ヲ変シ、栃木県下都賀郡赤麻村ニ於ケル赤麻沼ニ疏通シ、之ヲ経テ下利根川ニ入ルベキ流域ヲ開鑿スルヲ以テ、治水上ノ良策ト思惟致シ候

赤麻沼ハ下利根川ニ比スレバ、其地勢二十尺余ノ高サニ在ルヲ以テ、之ニ渡良瀬川ヲ疏通スルハ嘗ニ水害ヲ除クノミナラズ、更ニ幾多ノ良田ヲ得ベキハ昭乎タル事実ニ御座候」

幕末にも館林領の住民から藤岡台地開削による放水路案が提出され、測量まで行われている。明治30年（1897）になって再び地元住民から提案されたのである。この経線について提案した住民は「渡良瀬川末流開鑿之義ハ前年モ土地有志者熱心計画シタリシ位ニシテ、宿昔ノ考案ニ有之候」と述べている。幕末の計画が引き継がれているのである。

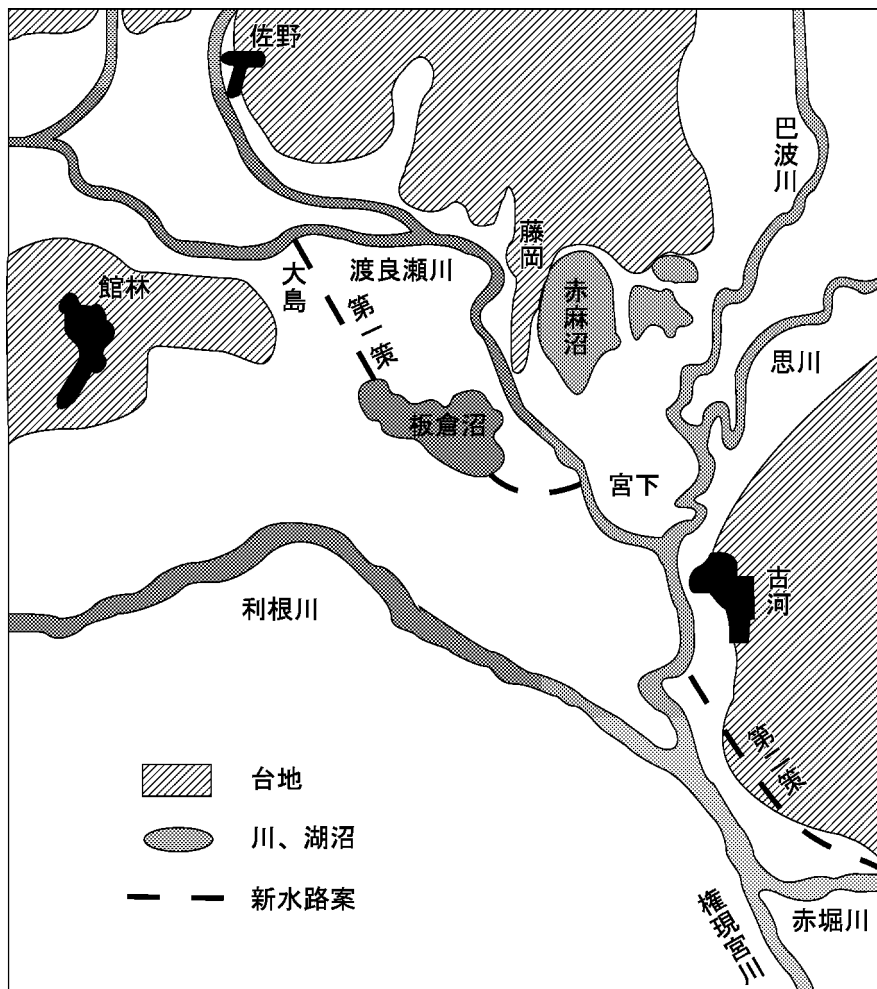


図2 小藤文次郎の新水路図

2.3 明治30年代前半の渡良瀬川中・下流部での治水の議論

渡良瀬川中流部において治水をめぐる栃木県と群馬県との間で極めて強い地域対立があったが、明治30年代のこの状況をみたのが表2である。栃木県安蘇郡・足利郡からは、堤防の増築とともに新堤による霞堤締切りが、一方、群馬県からは堤防の全面改修が主張された。

表2 明治30年代渡良瀬川中流域の治水要求

年 月	地 域	治 水 要 求 内 容
明治31年 4月	足利郡	堤防新築・増築・改造
6月	安蘇郡	堤防新築・改築
	足利郡	堤防新築・改築
7月	足利郡	堤防新築・改築
10月	足利郡	渡良瀬川河身改良・河床浚渫・堤防改増築
11月	安蘇郡	渡良瀬川沿岸の堤防拡築・無堤地の堤防新築、秋山川下流に新川開鑿し、逆流防止の水門建設（「渡良瀬川堤塘増築建議書」）
12月	邑楽郡	松方内閣(明治30年内閣)時の調査に基づく渡良瀬川河身浚渫、堤防増築(「河身浚渫堤防増築ノ請願」)
明治32年 6月	邑楽郡	渡良瀬川両岸堤防崩落防止、明治30年内閣調査会の測量に基づく河身浚渫、堤防改増築
8月	邑楽郡	明治30年内閣調査会の計画通り渡良瀬川河身全面の大復旧工事(「渡瀬村外三か村民の渡良瀬川復旧再請願」)
10月	邑楽郡	明治30年内閣調査会の測量に基づく渡良瀬川河身改良、堤防改築(「邑楽郡会議長の内務大臣宛意見書」)
12月	安蘇郡	植野村大字船津川地内椿堤防以下拾ヶ所の堤防修築工事(「渡良瀬川堤防修築工事再請求書」)
明治33年 1月	足利郡	渡良瀬川全面改築
	安蘇郡	渡良瀬川全面改築
	邑楽郡	渡良瀬川全面改築
7月	足利郡	明治30年内閣調査会で決めた河身改築、堤防増築等の工事
明治35年 1月	足利郡	渡良瀬川全面改築
5月	足利郡	河川の改築浚渫
6月	邑楽郡・山田郡	渡良瀬川の河底浚渫、堤防設置
7月	邑楽郡・山田郡	渡良瀬川の河底浚渫、堤防設置
11月	安蘇郡	渡良瀬川身改良、堤防改築

表2で興味深いことは、明治31年（1898）から32年にかけて、鉍毒調査会による30年計画を履行しろとの要求が出てくることである。例えば32年6月、足尾銅山鉍業停止請願事務所・足尾鉍毒処分請願事務所から「群馬、栃木、埼玉、茨城四県被害地ヨリ主務大臣ニ提供シタル者」として「渡良瀬川河身大回復諸工事实行ノ請願書」が提出され、「明治三十年鉍毒調査会ヲ開カレ閣議ヲ以テ設計セラレタル測量ニ基カレ至急此ノ大施設ヲ実行スルニアラザレバ、已往ノ惨状ヲ回復セサルノミナラス目下ノ危急如何トモスベカラズ」と主張している²⁴⁾。また31年12月、群馬県邑楽郡各村の惣代から提出された群馬県知事宛の請願書では、「渡良瀬川河身浚渫堤防増築ノ大工事費ハ、測量ノ結果凡ソ一千三百万円ノ予算ナリトハ、松方内閣ノ時ニ於テ調査結了セシモノト聞及ベリ、然ルニ尚前政府ニ至リ更ニ再測量ヲナセルヲ聞クモ、未ダ河床浚渫堤防増築等ノ実行アルニ至ラズ、而シテ洪水ニ乗ジテ入り来ル鉍毒ノ加害ハ、旧ニ倍シテ益々増加スルノ状勢アリ」と述べている²⁵⁾。政府による渡良瀬川全面改修が、地元被害者側から強く期待されているのである。

ここで述べられている鉍毒調査会とは、足尾銅山鉍毒事件調査委員会（第一次鉍毒調査会）であるが、この経緯について後年、内務省は「当時石黒第一区土木監督署長ヲシテ其ノ計画ヲ立テシメシコトアリ。然ルニ其結果工費金壱千貳百万円ノ巨額ヲ要スルヲ以テ遂ニ其施工ヲ見ルニ至ラス」

と述べている²⁶⁾。具体的な計画は分からないが、その巨大工事説からして当時の渡良瀬川河道の拡幅が中心だったと思われる。また表8.2にみるように、群馬県邑楽郡から内閣調査会の計画通りに実行しろ、との要求のほとんどが出ているので、群馬県に不利になるようなものではなかつただろう。あるいは渡良瀬川と利根川との合流部分では、新川開削が計画されていたのかもしれない。

3. 思川改修計画の挫折

思川下流部は、勾配がゆるやかな低平地である。近代改修事業により大きく変化する以前の思川を見ると、谷中村恵下野地先で支川・巴波川を合流し、再び大きく大蛇行して古河の船渡地先で渡良瀬川に合流する。その上流の思川をみると、友沼川岸地先から激しい大蛇行を繰り返しながら流下する(図3)。堤防は河川沿いに発達するが、右岸・左岸とも輪中堤となっている。

思川は左岸・友沼川岸、右岸・網戸川岸が堤防によって著しく狭められている。洪水はここで窄められ、その疎通能力を大きく落とすが、その上流の間中・網戸の間は霞堤となっている。この区間で洪水は氾濫し、与良川・巴波川に分散して流下していく。一方、巴波川は与良川を白鳥地先で合流するが、ここは赤麻沼にもつながっている大堤外地である。流域面積1,160 km²の思川大洪水の一気の流下は、このように妨げられる治水秩序となっていたのである。しかし霞堤区域からの洪水流出により、部屋村の新波、穂積村の間中・生良・檜木・上生井・白鳥、寒川村の鏡・中里・寒川・迫間田・網戸の11の集落を中心に被害を及ぼしていた。

この治水秩序は、思川を合流する前の渡良瀬川が七曲と称される大蛇行となっている状況と合わせ、渡良瀬川・思川の洪水の下流の流下を抑える、あるいは遅らせる効果をもつ。それは下流・古河城下町の防禦を目的としたものと考えられる。

明治40年(1907)12月の茨城県会で、渡良瀬川のこの仕組みは熊澤蕃山が造ったものとして「熊澤蕃山先生ガ古河藩ニ御預ケニナツテ居ル時デ、思川ト渡良瀬ノ上流ニ七曲リト云フ所ヲ拵ヘテ、ソレガゴザイマス為ニ南流ヲ防イデ古河城ト云フモノハ浸水ノ憂ガナクナリマシタ。ソレハ三百年以前デアリマス」と述べている²⁷⁾。渡良瀬川の七曲りについて、古河城防備のため七曲を整備したと述べたものだが、人為的にそのようにしたかどうかは疑問があるが、その直線化は抑えられてきたのだろう。

思川も同様であつたらう。狭窄部の切開について下流民から「往古藩候ノ威ニ依リ一旦開鑿ニ着手シ下流ノ故障ニヨリテ中止セシ以来、幾度カ起工派村民ノ計画ヲ重ネ」との指摘がある²⁸⁾。具体的なことは分からないが、狭窄部の切開は被害を受ける地域にとって歴史的な執念であることが分かる。

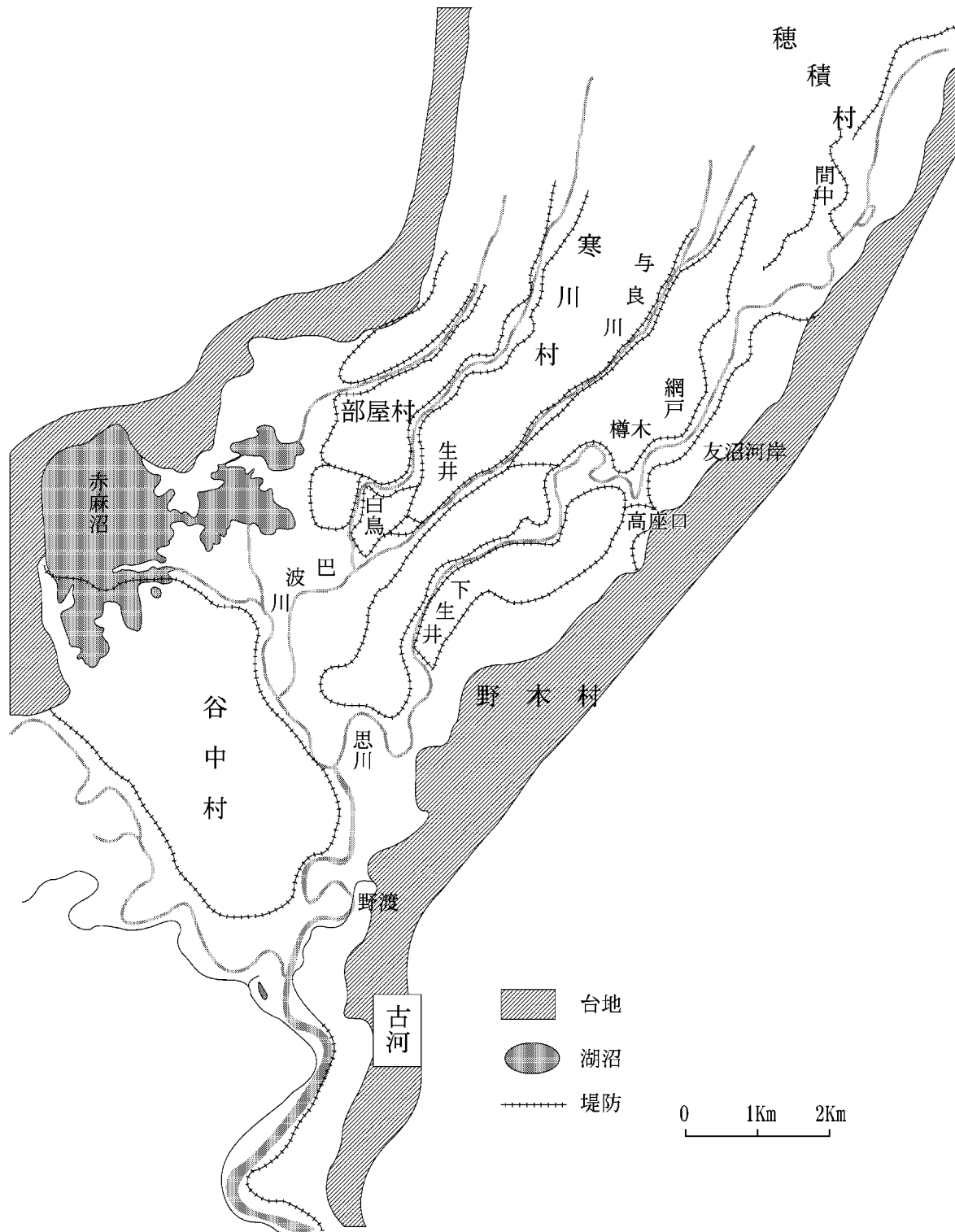


図3 思川平地下流部の改修前概況図

表3 明治期における思川低地帯の破堤状況

年	順流によるもの		逆流によるもの	
	河川名	破堤地	河川名	破堤地
明治元年	思川	乙女大字川岸		
3	〃	同 同所	思川	下生井大字孫
9	〃	榑木大字井戸久保		
	〃	友沼大字前川岸		
10	〃	榑木大字井戸久保		
21	〃	網戸大字明神裏		
27	与良川	中里大字荒田		
28	〃	網戸大字沖田		
29	思川	同 堤根	思川	下生井大字孫
	〃	間々田大字田崩	巴波川	同 妙見
	与良川	網戸大字菱堀	〃	白鳥大字新堤
	〃	同 同所	〃	同 岩舟下
	〃	同 同所	与良川	新波大字境田
	〃	同 大堀向	〃	迫間田大字上沖
	〃	同 松ノ木		
	〃	同 沖田		
	〃	生良大字丁ノ田		
	〃	中里大字荒田		
	〃	寒川大字立町		
	〃	迫間田大字下沖		
31	思川	網戸大字堤根	巴波川	白鳥大字部屋向
	与良川	同 大堀向	与良川	新波大字白地
	〃	同 同所	〃	迫間田大字上沖
	〃	同 沖田		
	〃	中里大字荒田		
33	〃	網戸大字堤根		
	〃	同 沖田		
35	〃	同 同所	与良川	新波大字白地
	〃	中里大字荒田	〃	迫間田大字上沖
36	〃	網戸大字沖田		

(「須田昇家文書」により熊倉一見氏作成)

その水害状況は表3でみるが、明治29年(1896)、31年が大きい。狭窄部の上流の間中と網戸の間の霞堤区域から氾濫し、与良川堤が決壊して上生井、寒川、部屋、白鳥、網戸、榑木などは浸水田畑千有余町、浸水家屋八百余戸に達する大水害を受けていたのである。

明治になってから、この秩序の変更に向けて動き出す。明治6年(1873)頃、大きく曲流している友沼村字高座(野)口から野渡村字大手箱まで直線の新河道計画が策定された。この河道に土地を所有している友沼村住民から、しかるべき相談が行われていないとそれに反対する文書が提出されていることから、このことが分かる²⁹⁾。この計画は、実行されなかった。

明治18年(1885)頃から思川改修計画が地元から強く要望され、栃木県は21年10月から22年5月にかけて、県技手・田辺初太郎を派遣して穂積村石ノ上から渡良瀬川合流点まで測量させ、詳細な「下野国南部治水実測図」を作成させた。その費用は地元の有志から一千有余円を募って行われた

が、この実測図を基にしてだろう、概算40万円からなる南部治水改良計画が策定されている³⁰⁾。

それによると、上流部の霞堤は締切り大屈曲している高座口の上流に位置する狭窄部直上流の野木町乙女地内から野渡地先にかけて直線の新川を開削し、さらに築堤によって河道整備を行うものである。この完成により渡良瀬・思・巴波川他のこれまでの堤防51,486間が15,200間となり、36,286間が不要となると評価している。思川水系の下流部は、新たに整備する一つの河道にまとめようというもので、これまでの河川秩序を一変する規模の大きい計画と評価できる。明治25年から与良川両沿岸に堤防の改築が行われているが、この計画を踏まえてのものと思われる。

この新河道計画が県会で審議され動き出すのは、明治32年（1899）になってである。32年12月の県内務部の史料「乙女放水路開鑿工事施行諮問」によると、その計画とは次にみるように、新川開削による河道整備は巨額なので、洪水だけを流下させる間々田村大字乙女より野木村野渡に至る4,300間放水路のみを整備しようというものである³¹⁾。その費用は19万9千余円であった。

「 乙女放水路開鑿工事施行諮問

下都賀郡野木町大字乙女地内ヨリ全村大字野渡地先へ新川ヲ開鑿シ、思、巴波、与良等諸川ノ流水ヲ集合疏通シ、以テ該地方一体ノ洪水氾濫ヲ防カントスルノ計画ハ、去十八年以來該地方ニ於テ熱心講究スル所ノモノナリシカ。客年通常県会決議ノ趣旨ニ依リ、本年之カ精密ノ調査ヲ遂ケシニ、頗ル好結果ヲ得ヘキ事業ナルコトヲ認メタリ。蓋シ本県ノ經濟上、巨万ノ工費ヲ投スルカ如キハ到底許サ、ル所ナルヲ以テ、第一着トシテ幅六十間ノ放水路ヲ開鑿スルノ設計ニシテ、工費拾九万九千余円ヲ要ス。然レトモ敢テ至難ノ事業ニ非スシテ、之ニ依リ從來充分放水ノ目的ヲ達シ得ヘシ。抑モ下都賀郡南部地方ハ比年水害相続キ、殊ニ歳毎ニ被害ノ多キヲ加ヘ、為メニ多額ノ工費ヲ要セシモ、若シ本工事ニシテ能ク其効ヲ奏スルニ於テハ、亦昔日ノ如キ洪水氾濫堤防決壊等ノ被害ヲ避ルコト不尠、其利スル所亦幾許ナルヤ知ルヘカラス。是レ将来最モ得策タル事業ナルコトヲ認ムルヲ以テ、本県經濟上ノ実況ヲ深察シ時機ヲ計リ継続事業ト為シ施行セントス。」

放水路により狭窄部を解消し、下流への洪水の疎通をスムーズにさせようというものだが、この放水路開削工事は明治32年12月に県会に提出され可決された。そして翌年3月4日の第4回臨時県会で、33～35年度の事業費19万9,286円の3ヶ年継続事業として決定された³²⁾。この内7万円は、利益を受ける地域からの労働力提供（寄付人夫）である。しかし県参事会は、県支出の開鑿工事費12万9,286円を9万1,431円に減額修正した。その工事費内訳および支出方法状況は表4、表5に示す。

この栃木県の動きに対して下流は即座に反応した。同じ栃木県内でも放水路区域にあたる下都賀友沼は、144名からなる「思川放水路非開鑿派慰労会」を明治33年5月には結成していたが、茨城県古河町は34年2月27日、町会で放水路開鑿抗議の決議を行った。そして34年3月、茨城県知事宛に「思川放水路開鑿反対請願書」を提出した³³⁾。これによると、今日の事業決定以前に栃木県は内務省に許可の働きかけを行っていたが、これに茨城県が必死になって反対してきたこと、それにも関わらず栃木県が事業を推進し、内務省土木監督署も実施調査を修了した、として次のように述べている。

表4 乙女放水路開鑿工事内容(明治33年)

名 称	品 種	長(間)	高・巾	数量(円)		単価(円)	代価(円)	摘 要
				同(町.反.畝)				
堀割	真土	400.0	高11尺 巾2間 敷12間5分	149,700.0	1.000	149,700.000	立坪4人 川表3割川裏2割7分 土持突堅其立1坪4人	
乙女左岸堤塘				5,316.7	1.000	5,316.700		
地杭		3.0	末口3寸	1,602	.375	600.750	間ニ送3本堤表裏共 地杭1本ニ2人・ト掛	
人夫				4,005	.250	1,001.250		
芝張		400.0	延長13間1分	平 5,240.0	.200	1,048.000	大坂張 張芝止メ用	
目串				3,000	.002	6.000		
潰地畑地				55.9	45.000	25,155.000	新堤敷共	
同 野地				2.4.7	12.000	294.000		
同 湿地				12.9.2	5.000	646.000		
同 芽生地				4.4	20.000	88.000		
同 平林				5.7.4	20.000	1,148.000		
同 竹林				3.7	100.000	370.000		
同 田				9.2.6	50.000	4,630.000		
同 宅地				1.1	200.000	2,200.000		
家屋移転料				50戸	80.000	4,000.000		
雑費						3,080.000		
計						199,286.100		
内寄附人夫				281,000.0人	.250	70,000.000		
差引計						129,286.100		

(『明治33年栃木県議会下附議案乙女放水路開鑿工事設計書』『栃木県議会史第2巻』所収による)

表5 乙女放水路開鑿費継続年期及び支出方法

年	項目	乙女放水路開鑿工事費(円)		寄附人夫換算(円)	
		原 案	参事会決議	原 案	参事会決議
明治33年		58,956.1 (30,000)	58,526.675 (30,000)	24,750	24,750
34		29,950	25,080	23,250	22,000
35		40,380	7,825 ※	22,000	23,250
計		129,286.1	91,431.675	70,000	70,000

() 内金額は寄付金

(『自明治33年度自明治35年度栃木県土木費乙女放水路開鑿費継続年期及支出方法』『栃木県議会史第2巻』所収により、熊倉一見氏作成)

※明治33年栃木県議会下附議案には7,835円とある。

「曩ニ栃木県ニ於テ放水路ノ計画ヲ為シ、主務省ニ向テ許可ノ稟請ヲ為スヤ、本郡ハ勿論本県上下非常ノ決心ヲ為シ、行政立法各機関ノ全力ヲ傾注シ、一方ハ他県ニ交渉シテ反対区域ヲ拡メ、前知事柏田君ノ如キ特ニ滞京シテ熱心ノ運動ニ出テラレ候結果、遂ニ栃木県自ラ再調査ニ藉口シテ却下ヲ乞フノ已ムヲ得ザルニ至リ、聊カ安堵ノ思ヲナセシ折柄、又候栃木県ニ於テ再挙ノ運動ニ出タル趣ニ付、不取敢探索致シ候処、書類ヲ出シタルハ昨年十一月ニシテ、稟請書及ヒ県会ノ決議録共前回ノ儘ニテ、設計ニ聊カノ相違有之、理由書ハ大ニ細密ヲ尽シ、土木監督署

ニ於テモ実地調査ヲ結了セシ趣ニ有之候。」

また新川開鑿から放水路に変更したことは、河川法の許可が得られないから行ったのであり、洪水によって呑口が崩壊し、新川開鑿と同様のことになるとして次のように指摘した。

「間々田村大字乙女ヨリ野木村大字野渡ニ至ル四千三百間ノ新川ヲ開鑿シ、当町大字悪戸新田地先ニ向テ奔放直下セシメントスルコトハ年来ノ宿望ニシテ、三十一年度ノ通常県会ニ於テ之カ調査費ヲ議定致候処、新川ノ開鑿ハ河川法ノ許ササルヲ悟リ、流入口ノ開鑿ヲ平水面ニ止メ洪水丈ヲ放下スルモノナリトノ口実ヲ設ケ、名称ヲ容易ニシテ放水路トナシ、其实洪水ニ際シ上流ヨリ非常ノ高低ヲ以テ瀑下シ来ル水圧ニ崩壊セシメ、天災ニ托シテ新川開鑿ノ実ヲ収メントスル計画ト確認致シ候。」

しかし水害の原因は利根川の河床が高いために生じているのであり、利根川からの逆流が止まらない限りは放水路は効果がないと論じた。そして放水路建設により利根川からの逆流と思川の順流との衝突場所が下流に移り、「己レノ受ケツ、アル惨害ヲ当町以下ニ転嫁致シ候ニ外ナラズ候」と、古河に多大な影響を及ぼすことを主張したのである。

この下流部からの強硬な反対にあい、栃木県の思川放水路計画は内務省の許可を得られず頓挫したのである。

しかし思川の改修計画は、栃木県による谷中村を中心とした遊水地計画が県会から承認を得た後の明治38年頃から再び動き出した。先ず38年2月、下都賀郡生井、部屋、寒川、野木、赤麻の5村から思川堤防を増築する「栃木県下都賀郡谷中村藤岡街道及思川沿岸村落堤防改良増築ニ関スル建白書」が提出された³⁴⁾。それによると、谷中村を廃止すると谷中村の堤防がぜい弱となり、堤防と兼用である藤岡街道を決壊させた洪水が谷中村の堤防で弱められることなく、一気に5村を襲い、多大な被害を出す。明治29年の洪水は藤岡街道を決壊して谷中村を浸水し、その後5村を襲った。このため「買収ハ不当ノ決議タルコトハ瞭然タルナリ」と、谷中村の遊水地化に反対を述べた上で、恵下野から下生井の間に新堤を築き下生井・生良・檜木の堤防、下生井・友沼の堤防を増築することを主張した。なお恵下野から下生井の間を流れる巴波川と思川は閘門でつなげる計画であった。

この計画は、基本的に渡良瀬川の氾濫に備えるものであったが、一方、思川狭窄部をめぐる2つの計画が地元で構想され推進されていった。一つが狭窄部の友沼川岸・網戸川岸の堤防を切り下げ、そこから氾濫する洪水を新たに設置する遊水地に貯溜しようという計画である。これに関して最も古い要望書と思われるのが、思川改良希望有志者から明治38年4月18日に提出された「思川最狭隘場所遊水地設置意見書」である³⁵⁾。谷中村を遊水地とする計画の樹立からヒントを得たのかもしれない。

その計画は「思川中最狭隘ナル野木村大字友沼川岸、生井村大字網戸川岸堤外宅地ヲ買収シ、増水量河幅六拾間平水面ヨリ高七尺度ニ切下ケ遊水地ヲ設定シ水行セシムル」というもので、堤防切り下げによる洪水の遊水とともに川幅を60間ほどに拡げることも含まれている。この事業費として、概算買収費・土地切下費を合わせて15,000円内外としている。なお当時の河道の流下状況として、上流からの3万個（立方尺／秒）の洪水に対し、1万個は狭窄部下流に流下するが、2万個は霞堤から

逆流すると評価している。

その後、遊水地計画は具体化していく。明治38年7月に生井村大字網戸生良、寒川村大字泊間田住民から栃木県知事に出された「思川沿岸生井村大字網戸及友沼川岸ニ遊水地設置願」³⁶⁾によると、「生井村網戸川岸ヲ平水面ヨリ高サ七尺ニシハ反歩余リヲ削リ尤角ヲ去リ而シテ其下流対岸ナル友沼川岸水面ヨリ高サ七尺ニシ壱町歩ヲ削リテ平面トナシ遊水地ヲ造設」と述べている。十分、理解できないところがあるが、堤防の高さを平水位より上、七尺までに削り（低くする堤防面積 左岸8反歩、右岸1町歩）越流させる堤防の整備を主張している。こうすれば、わずかな費用でもって水害を防ぐことができるとしている。しかし遊水地となる区域をどうするかについては述べられていない。また明治38年7月の「思川最隘所切開出願ニ対スル参考書」³⁷⁾でみると、これにより思川堤防9,900間、与良川堤防7,450間、田畑反別約1,500町、795戸が利益を得るとしている。

この遊水地計画は、構想としては出たが、現実には有効な力とはならなかった。広い地域を巻き込んで再び厳しい地域対立をもたらしたのは、もう一つの計画であった。それは狭窄部を切り開こうというものである。その要求の経緯について、次のように、放水路計画が挫折した後のそれに代わるべき対策と述べる³⁸⁾。

「明治三十三年ヨリ三十五年ニ至ル継続工事トシテ、乙女地内ヨリ野渡ニ向テ放水路ヲ開鑿シ、水害ヲ根絶セントシ、県会ハ全会一致ヲ以テ、県費拾六万四千四百参拾壱円六拾七銭五厘ヲ支出シタルノ議決ヲ為スニ至リシカ、憾ラクハ隣県関係地ノ故障ニヨリ、主務省ノ容ル、所トナラサリキ。之レニ因テ之レヲ観ルニ、思川ノ水害ハ実ニ劇甚ヲ極メ、其防衛策ニ就テハ地方的ノ小利害、若クハ感情等ヲ以テ、取捨ヲ決スヘキ問題ニ非ラサルヲ知ルヘシ。故ニ放水工事ノ行ハレサルヤ、直チニ之レニ代ルヘキ設計ヲ為サ、ルヘカラス。之レ即チ、隘所ノ切開ヲ請願セシ所以ナリトス。」

その具体的計画については、明治38年12月12日の寒川村、部屋村、生井村、穂積村住民からの「思川改修再陳情書」³⁹⁾によると、「工事主眼ノ狭隘所川幅三十七間ニ切開予定、四十間ヲ加フルモ八十間内外ナレハ、此ノ八十間流下ノモノ百四十間ノ川幅ニ流下スルハ易々タルモノ」と主張している。下流が140間であるから、80間に拡げても下流の安全を損なわないとの論理である。

これに当然のことながら、下流が強く反発した。12月11日野木村友沼惣代から、狭窄部を切開して洪水が下流に押し寄せ「直チニ下流・廻曲ノ河身ニ横溢シ、蒼潭一転某等現時ノ耕地タル友沼ニ逆匯シ、水勢滔々尋イテ接続各地衝撃ノ惨ヲ見ルコト因ヨ其所ナリ」⁴⁰⁾と、その脅威を栃木県知事に主張したのである。つまり狭窄部直下流の大曲流している高座口から洪水が溢れ出し自地域の輪中堤に脅威を与え、大被害を受けると訴えたのである。また切開を推進する生井村からも、高座口から洪水が堤外地に溢れ出し、そこに所有している桑畑が被害を受けると反対の声があがった⁴¹⁾。

これらの陳情は栃木県の第9回通常県会に向けて行われたが、栃木県は「三九年度臨時土木費中治水堤防費」として切開工事を行うため5千円の予算を県会に上程していた。12月、県会で質疑が行われたが、県の説明から事業内容をみると⁴²⁾、思川の計画対象流量5万個(立方尺/秒)に対して、狭窄部を通過できる洪水量は27,300個しかない。この狭窄部を延長150間にわたり10間ほど切り開くが、これによって上流では6寸8分ほど水位を低めることができる。これに対して下流は5,600個ほ

ど流量が増大して3分5厘の水位上昇を見るが、29年以来堤防の強化に努めているので心配はないというものであった。

また県技師は、今回の計画で十分なる効果があるのかとの質問に対し、「十分なる効果を得るだけの設備には二万五千元はかかろうと思う、それをなすには切抜げを四十間位にしなければならぬと思います、それには下流の調査をしなければならないという事は先程申し上げましたが、五千元に対しては十分とは申し上げませぬ、下流の関係から申すので、今の計画で、不充分と云う意味ではありませんと答弁した。下流の状況から事業費5千円による10間ほどの拡幅工事としたのである。ところが事業費を1万円とする動議が出され、これが可決された。県会では狭窄部の切開を進めようという勢力が優勢だったのである。

しかし、下流部の同じ栃木県内の下都賀郡野木村、さらに茨城県古河などが猛烈に反発した。特に直下流部に位置する野木村の反対は激しく、放水路反対事務所を設置し、野木村を中心にして反対運動は展開していった。この反対理由を、39年1月、原敬内務大臣宛の陳情書で見よう⁴³⁾。

「高座口大屈折ノ南岸一帯高阜ノ地アリ。地盤岩石其他堅牢ノ基礎アルニ非ズ。而モ能ク数百年来ノ水圧ニ堪へ、思川ノ洪水ヲシテ常ニ迂回屈折ノ河身ヲ流下セシム。之レ即チ起工派ガ常ニ以テ洪水ノ主因ト認ムル所、往古藩候ノ威ニ依リ一旦開鑿ニ着手シ下流ノ故障ニヨリテ中止セシ以来、幾度カ起工派村民ノ計画ヲ重ネ、遂ニ先年放水路ノ計画トナルニ至ル迄、其焦慮垂涎スル所、凡テ此高阜ノ地ヲ貫キ本村ノ耕地ヲ蹂躪シテ直線南下ヲ計ルニ外ナラズ。」

「於是彼豺狼ノ慾遂ニ狡猾ノ策ヲ按ジ、現ニ高座口ノ南岸、即チ彼等積年ノ目的地ナル沈床工事ノ漸ク腐朽セルヲ奇貨トシ、巧ニ隘所切開ノ些事ニ装ヒ屈折ヲ撤シテ直線衝撃ノ水圧ヲ利用シ、目的高阜地ヲ崩壊貫通セシメ、即チ不可抗力ノ結果ニ帰シテ放水路ノ実質ヲ作り、以テ宿年ノ欲望ヲ達セントス。之レ即チ今回計画ノ裏面ニ伏在セル真想ニシテ、起工派ノ所謂「放水路ニ代ル可キ計画」ナリトス。」

要約すると、大曲流している高座口地点は、下流部にとっては重要な地点であり、ここが決壊すると下流部の野木村の耕地は大被害に会う。上流部はここを何とか開鑿しようとして近世以来、画策を重ね、明治32年には放水路事業を行おうとした。今、高座口にある思川南岸の沈床が腐朽しているのを好機ととらえ、狭窄部を切り開いて洪水を下流に導き、その水勢により高座口を決壊させ、不可抗力として洪水路を造ろうとしている。以前、挫折した「放水路計画」に代わり、洪水路を造ろうというものだ。

このような理由で反対運動を精力的に進めていった。しかし下都賀郡野木村は、栃木県に属す。その栃木県が事業を執行するのである。反対住民は、陳情のため大挙して宇都宮に押し寄せようとしたが警察に押し止められ⁴⁴⁾、この後、その反対運動を近県に拡げて近県の支援を求めていった。群馬県には39年2月20日付で次のような支援を乞う葉書きを送っている⁴⁵⁾。

「拝啓、思川放水路工事ハ昨卅八年十二月十九日、本県会ノ議ニ上リ賛成議員十八名、否決議員十三名、僅カ五名ノ多数ニテ可決相成リ候。依テ直ニ野木村ニ於テハ内務大臣ニヨ依テ直ニ野木村ニ於テハ内務大臣ニ陳情書ヲ奉呈仕リ候処、昨八日本県ヨリ野村技師上京仕リ、目下御認

可ノ請求中ニ御座候間、別紙絵図面関係書数相添へ御送附申候間、何卒大至急御尽力下被度奉
壑願候。草々」

また明治39年5月22日に一府五県治水会を行うとして、茨城県猿島郡古河町鷹見銚吾、栃木県都
賀郡野木村治郎左衛門、埼玉県北埼玉郡川辺村山岸平作の名で、古河警察分署長に開催届が提出され
た⁴⁶⁾。治水会では、委員長鷹見銚吾外59名の治水会委員から次のような請願が、内務大臣宛に電報で
打たれた⁴⁷⁾。

「栃木県ヨリ申請セラレタル思川開鑿工事ハ、群馬、栃木、茨城、千葉、埼玉、東京ノ一府五県
関係町村ニ大害アルモノト認メ、御省ニ於テ断然不認可アランコトヲ本会ノ決議ニヨリ謹デ請
願ス。

一府五県治水会委員

委員長 鷹見銚吾

外五拾九名」

またこの反対運動の一環として、群馬県邑楽郡長より群馬県第1部長宛に明治39年5月21日付で
次のような状況を問う文書が出されている⁴⁸⁾。邑楽郡内西谷田村外5ヶ村長の工事中止を求める請
願をふまえてである。

「思川開鑿工事中止ノ義ニ付、別紙ノ通り郡内西谷田村外五ヶ村長ヨリ提出之処、本件ハ利根渡
瀬両川ニ多大ノ関係ヲ有シ、随テ両川ニ介在セル本郡ノ如キ亦其影響ヲ免カレザル義ニ有之、
村民等申出ノ事情尤モ之次第ニ候得共、右ハ関係府県ノ協同一致ニ出テタル義ナルヤ。将栃木
県ヘ対シ一応交渉ヲ遂ゲタル結果、本請願ニ出テタル義ナルヤ。否目下調査中之処、聞ク処ニ
依レハ其筋ニ於テハ急速処決セラレントスル哉ノ趣ニ付不取敢本願書進達候条可然御取扱相成
候様致度、此段及照会候也。」

このような強い反対運動の結果、内務大臣は、栃木県のこの事業を許可しなかった。内務省の許
可を得られず、切開工事を断念した栃木県は、思川改修について問う群馬県からの照会文書に対し、
明治39年6月2日付で白仁武知事名の「御紹介ニ係ル思川工事ハ、施行不致候条此段及回答候也」
との文書を送っている⁴⁹⁾。また一府五県治水同盟会からは、群馬県邑楽郡を選挙地盤としている衆議
院議員武藤金吉に反対運動に対する感謝状が出された⁵⁰⁾。

左岸・友沼河岸、右岸・網戸河岸という渡良瀬川との合流地点よりかなり上流の思川において、
10間ほどの切開に対しても、このように幅広い地域から反対運動が生じ実現しなかったのである。
思川も含めた渡良瀬川下流部は、治水・水害に対して極めて敏感な地域であることが分かる。

ところで、この地域について田中正造は、明治31年、政府が利根川と渡良瀬川と利根川の合流口
を120間ほど拡げ、また35年にはさらに70間拡げたとして次のように「谷中残留民居住立ち退キノ議
論ニ対スル回答書」(大正2年6月20日田中正造述 島田宗三稿)の中で述べたという⁵¹⁾。

「三十一年ニ至リ自然ノ利根川流路タル其江戸川ノ河口ハ千葉県関宿地先ニ於テ石堤ヲ以テ狭窄
シ、且ツ石トセメントニテ河底二十七尺ヲ埋メ、其他利根川各所ニ流水妨害工事を造リテ洪水
ヲ湛へ且ツ渡良瀬川ノ落合タル川辺村本郷ノ逆流口百二十間ヲ広ゲテ上流ニ水害ヲ造ルト共

ニ、下流東京府下ノ鎮撫ニ努メ以テ一時ノ急ヲ逃レントシタリ。

……中略……明治三十五年ニ至リ川辺村ノ逆流口ハ更ニ七十間ヲ拡ゲ、且ツ三十七年亦日露戦争ニシテ世人ノ海外ニ意を注ギツヽアルニ乗ジ、社会ノ目ヲ盗ミ中利根川ノ銚子河口ハ境町地先ニ於テ大流水妨害工事ヲ造レリ。為メニ上流地方数十ヶ村ハ更ニ幾層ノ加害ヲ被ラシメラルフニ至レリ。」

利根川の逆流は、栃木県下都賀郡、群馬県邑楽郡、埼玉県河辺村、手島村、茨城県古河町と広い地域に影響し、水害を激化させる。谷中村は下都賀郡の一部に過ぎない。明治39年に行おうとした思川の狭窄部の10間程の切開でも、これほど激しい地域からの抵抗があったのである。それに比べて利根川・渡良瀬川合流口の切上げは、はるかに影響するところが大きい。明治政府が仮に行おうとしても、水害に極めて敏感なこの地域が黙って見過ごすはずは絶対がない。思川下流部、また古河町が真向うから反対するのは必然である。

このような河川処理が、戦国時代ならまだしも、地域にしっかりした秩序が形成された近世後半以降に、日本の他の地域で行われたことは寡聞にして知らない。事実とすれば驚くべきことであるが、これを支持あるいは示唆する資料はどこにも見当たらない。田中が述べたというこの談は、治水を巡る地域対立を研究している筆者にとって到底信じられる話ではない。

なお利根川・渡良瀬川の合流口で政府は何も手を付けなかったというのではない。政府は、明治41年3月26日総理大臣西園寺公望名で「利根川流域ノ被害ニ関スル質問ニ対スル答弁書」を提出しているが、この中で「渡良瀬川口東端ノ堤防ハ其破損後旧来ノ位置ニ復築シ能ハサリシオ以テ、多少引堤シタルモ之カ為逆流量ヲ増加シタル形跡ヲ認メス」と述べている⁵²⁾。明治40年洪水で破損した後、その復旧工事によって被災状況から旧状と変化したことは認めている。しかしそれによって逆流量の増大はないとも主張している。先述したように、逆流量を増大させるとその影響は谷中村のみでなく、広い地域に深刻な影響を及ぼす。地域を無視して政府が到底、行えることではないと判断している。

4. 渡良瀬川改修事業の成立

4.1 谷中村の治水

明治37年（1904）12月の栃木県通常県会末期に、谷中村買収を含む土木費が追加予算として提出された。秘密会である委員会での審議を経た後、本会議に再度、上程されて、賛成18、反対12で可決され、谷中村は遊水地として栃木県に買収されることとなったのである。ここに至るまで、地元あるいは栃木県によって谷中村の治水がどのように進められていったのかをみていこう⁵³⁾。

内野・恵下野・下官の三村が合併して谷中村が誕生したのは明治22年（1889）4月である。この地は、西側の一部を除いてその周りは堤防で囲まれ、また低平地であって排水の条件は悪かった。堤内地1,058町歩のうち44%の463町が原野・池沼であり、「利根渡良瀬川底年々高マリ、従テ耕地追々底湿地ニ化シ、僅ニ一尺或ハ二尺之水壤ニテ拾分之収穫ヲ得ル能ハス」の状況であった⁵⁴⁾。周囲の堤

防は論所堤であり、自らの意思の下に自由に増築することはできず、対岸の堤防に比べ、高さは別にしてのり勾配が急な貧弱なものだった。たとえば思川対岸の堤防の表裏のり勾配は2割、渡良瀬川対岸の群馬県は2割以上であったが、谷中村堤防は1割以内であった⁵⁵⁾。このため明治5年から22年の17年間にかけて堤防決壊が11ヶ所生じた。一度、破壊が生じたら地窪の地のため氾濫水はなかなか抜けない。このため、堤防上または堤腹に住ませるよう特別の許可をすべきとの建議が明治25年12月、県会で行われた⁵⁶⁾。

当然のことながら地域からの治水の要望は強く、明治2年(1869)には利根川・渡良瀬川の合流部で新水路の開削が主張された。⁵⁷⁾ 23年には谷中村から1万人を役夫として出し、県によって堤防工事が行われたが、この年頃から次のような認識の下に堤防増築と堤内の排水を行う排水機の設置を求めていった⁵⁸⁾。

「方円ノ器ニ応スルヲヤ、水ヲ堪ヘ得ルノ堤防ヲ添築スルト同時ニ、堤内水堪ハ排水器ヲ利用セバ其害ヲ免カル、ハ見易キノ利ナリ」

明治27年(1894)10月、地域住民から知事宛に堤防拡築を求める嘆願書が提出された。ここで次のような二つの「願望ノ主意」を述べ、工事費約5万円で堤防法面の勾配を緩く2割とする増築工事を要望した⁵⁹⁾。その背景には、「接続隣県ノ堤塘漸ク堅牢ヲ加ヘタリ」との認識がある。

「第一 群馬埼玉両県ニ対峙スル堤塘トナリ、将来安堵生息センコトヲ懇願ス。

第二 堅牢ノ堤塘トナレハ、本村自害消滅シ原野開ケ戸口増殖シ、多年ナラスシテ数倍ノ納租納税疑ナク、又皇国人民タルノ本分ヲ尽スニ至ランコトヲ期セリ。」

しかし、住民の望む増築工事は行われなかった。

ここで谷中村の明治20年代から30年代中頃にかけての水害についてみると、23年、25年、27年、29年、30年、31年、35年、36年、37年と立て続けに破堤などの記録がある。それ以前と比較して、明らかに水害の頻度は多い。そしてこれによる湛水は鉍毒を含んでいたものであり、その被害は甚大かつ悲惨であった。これを背景に、谷中村からの治水事業の要望は、涙ぐましい努力でもって進められた。

明治30年10月、村議会で村債発行の認可申請が議決された。谷中村長から内務・大蔵両大臣に宛てた「谷中村々債条例認可稟請」をみると⁶⁰⁾、10万円の村債のうち6万5千円を堤防添築及用悪水路改修費に充てようとした。谷中村の発展は「排水機ヲ完整シテ水湛ヲ排水シ、原野ヲ開拓シテ耕地トナシ、堤塘ヲ完備ニシテ水害ヲ防止スルノ他良策ナキ」状況との認識であり⁶¹⁾、起債により資金を得、自らのかなりの負担でもって堤防増強と排水器の設置を行おうとしたのである。堤防添築工事は明治30年11月着工、同31年5月竣工と予定していた。

寄附工事による谷中村堤防拡築計画の内容が「寄附ハ受入手続可致筈」との文とともに、栃木県の明治31年2月の内部資料として残っている⁶²⁾。それによると、大字恵下野では巴波川通り4ヶ所・延長828間、思川通り1ヶ所・延長695間、内野では巴波川通り5ヶ所・延長1607間、渡良瀬川通り2ヶ所・350間、下宮では思川通り2ヶ所・540間、渡良瀬川通り9ヶ所・884間、を法勾配3割以上に拡築するもので、全工事費は約7万2千円であった。

これを基礎にして、さらに12ヶ所の用水路樋門の設置と堤内地の悪水路255間の浚渫を加え、7万7千円からなる堤防工事寄附願が明治31年4月、谷中村長より栃木県知事に提出された。しかし31年11月、10万円の起債が認可されたにも関わらず、着工とはならなかった。その一つの理由は、日本勧業銀行が5万円しか債権を引き受けようとしなかったからである。

なお31年4月の谷中村々債弁明書をみると、次のように他機関に劣る堤防の状況およびその強化を内務省にも働きかけていたことを述べている⁶³⁾。

「本村ノ堤防ハ長延七千間余ニシテ、平均高廿三尺、馬踏式間、表裏壱割ノ勾配ナリ。県下ハ扱置、全国各県下ニ廿三尺余ノ堤防表裏壱割ノ法ノ現形、普ク他ニ比類ナキ者ト確信ス。増築ノ止ヲ得サル所以ニシテ、若シ此俟黙止スルトキハ、耕民拳テ離散スルノ外ナシ。近キ利根川ノ堤防ハ、近年非常ノ地方税ヲ以テ、馬踏四間余表裏式割五分実ニ牽牛ノ為メ、数拾年間破堤ノ被害曾テ見聞セス。然レハ水ヲ湛ヘ得ルノ増築設計セハ将来安全ナルヲ証スルニ足ル。

昨三拾年九月、破堤被害ノ当時ヨリ度々内務省ニ相伺、国庫費ニテ改築セラレンコトヲ内願セシニ到底及フマジトノ事。又地方費ニテ完全ノ工事ヲ求ムルモ能ワス。」

しかし栃木県は、谷中村を放置していたのではない。水害後の罹災救助金を支出するとともに、治水堤防費としてかなりの額を復旧につぎ込んでいた。年に一万円を超えていたのが26、30、31、32、36、37年度となっている。特に32年度は6万円近くを投入し、渡良瀬川堤防は以前と比べ高く整備され、その竣功式は同年11月に行われた⁶⁴⁾。

それでも堤防の安全は保たれなかったのである。谷中村からは、県に向けてその後も堤防拡張工事が陳情されていった。

この要望を受け、栃木県によってさらに検討を加えられた谷中村周囲堤の全面的改築案が、明治33年(1900)2月の臨時県会で知事より諮問された⁶⁵⁾。表6にみるように総額13万8千円よりなる3カ年計画で、谷中村から村債による5万円の寄付と1万円に相当する工事人夫を負担するものであり、6220間(11300m)の堤防整備と120間(220m)の粗朶による護岸を行うものだった。しかしこの計画は県会により否決された。それは思川下流部との関係であった。

前章でみたように、思川下流部では放水路計画が進められ、明治33年度(1900)から3カ年、工事費約16万1千円で着工することとなっていた。この完成によって洪水の状況が変化する。この結果をみて、谷中村周囲堤の本格的な工事

表6 谷中村堤防構築継続年期支弁工費調

1	金	79,874円36銭	3 厘	初年
		内		
	金	26,541円86銭	3 厘	県 費
	金	50,000円		寄 付 金
	金	3,312円50銭		寄付人夫換算額
		此人夫	13,330人	
1	金	29,190円58銭	9 厘	次年
		内		
	金	25,858円8銭	9 厘	県 費
	金	3,332円50銭		寄付人夫換算額
		此人夫	13,330人	
1	金	29,254円68銭	8 厘	3年
		内		
	金	25,919円68銭	8 厘	県 費
	金	3,335円		寄付人夫換算額
		此人夫	13,340人	
合計	金	138,316円64銭		
	金	128,319円64銭		予 算 額
	内	金 78,319円64銭		県費支出額
	金	50,000円		寄 付 金
	金	10,000円		寄付人夫換算額

(出典：「栃木県議会史第1巻」栃木県議会、1983年)

をすべきとの県会の判断のためだった。具体的には次のように述べている⁶⁶⁾。

「思川か如何なる変化を来すべきか、即ち放水路開鑿工事の効を奏せし結果として或は構築工事を異にせざるも計られずと思料したる結果として、連年支弁を廃し本年の工事を渡良瀬川沿岸と赤麻沼の工事を施し思川に面する所は後廻しとなし、比の結果を見し上、施すも遅きに在ざれば本年施すべき分を施行し、放水路の結果を見たる後ち施行するも遅きにあらざるべし。」

谷中村に同情する県議からは、「谷中村民の事情を察する戸数僅かに三百二十、面積千五百町歩中不毛に帰したる地、其多きを占むるる微力の一小村にして而も五万円の村債と連年人夫一万余の寄付を為さんとす其情察すべきに非すや」との発言もあったが、本格工事を行わない修正案が可決された。この修正案に基づき、渡良瀬川沿岸と赤麻沼の築堤工事が、ほとんど民費の負担により行われた⁶⁷⁾。

しかし思川放水路計画は、下流の野木、古河町、茨城県から猛烈な反対にあい、内務省の認めるところとならず着工とはならなかった。思川下流部の治水策としての栃木県の放水路計画は、上下流、特に茨城県との地域対立によって挫折をみたのである。この地域対立は、栃木県のみでは対処できないものだった。この経緯の中から、次に栃木県が提示した思川下流部の計画が、谷中村買収による遊水地計画であったのである。

明治35年(1903)9月出水で谷中村が破堤した後、36年(1903)1月に行われた臨時県会で、災害復旧工事費予算要求が中心の「明治35年度歳入歳出追加予算」が提案された⁶⁸⁾。その中に、谷中村を遊水地とする「臨時部土木費治水堤防費修築費思川流域ノ部」が含まれていた。つまり「思川流域ノ部」で、谷中村遊水地計画が「思川流域費ニ於テ谷中村堤内ヲ貯水地ト為シ、各関係河川ノ氾濫区域ヲ設クルハ、治水上最モ其ノ策ヲ得タルモノニシテ、将来県負担ノ利害消長ニ関スルコト実ニ鮮少ナラス」として提案されたのである。栃木県は、谷中村の遊水地化を放水路計画が挫折した後の思川下流部の治水計画として位置付けたのである。この谷中村土地買収について、既に国庫補助の内定を得ていた。

しかし臨時県会では否決された。政府の第二次鉱毒調査会の審議が終わりに近づいており、この結論が出てから処理するのが適当だとして復旧に止め、約38万3千円を予算案から削除したのである。

だが、翌明治37年12月10日の第8回通常県会の最終日に谷中村買収を含む土木費が可決され、県により谷中村買収が決定されたのである。この時、政府の第二次鉱毒調査会の報告書は既に帝国議会に提示されており、ここで渡良瀬下流部における遊水地設置が主張されていた。ここでの議論も栃木県の決定に大きな影響を与えたことは当然だろう。

4.2 事業の成立と地域対立

内務省直轄により渡良瀬川改修事業が着手されたのは明治43年(1910)度である。42年12月に召集された第26帝国議会で承認され、実施に移されたのであるが、国による改修事業着手以前に、谷中村は栃木県により土地収用法も適用されて全面買収が進められていた。

渡良瀬川改修事業費は750万円であった。明治36年(1903)、内務省が概算として示していた700万円より50万円ほど高くなっている。事業内容が膨らんだためと考えられるが、その事業費負担を国そして関係4県で定めていった。各県の費用分担は、栃木県130万3,000円、茨城県39万6,000円、群馬県38万8,000円、埼玉県26万9,000円の合計234万6,000円であった。これは事業費750万円の約31%であった。

この事業費負担について、これまで歴史的な激しい地域対立があったため各県会で熱心に議論された。群馬県では明治42年9月10日にすっきりと可決されたが、他県に比べて費用負担が断然多い栃木県では、「群馬県はこの計画で特別の利益を受けるに拘わらず、僅かに三十八万八千円、本県はこれが為に被害を受けるに拘わらず、百三十万三千円の過当の割当をなされたのである」など、これまでの群馬県との対立もふまえ議員から激しく反対意見が述べられた⁶⁹⁾。だが一度、未決となった後、明治42年(1909)9月27日、可決された。また茨城県会では42年9月23日、臨時県会に諮問されたが、賛否は見送られた。次の県会は11月1日からの通常県会であったが、開会と同時に再び諮問され審議の結果、11月30日に可決された⁷⁰⁾。それに先立ち茨城県古河市水害地関係地主総代が42年9月28日県会議長宛に「渡良瀬川改修ニ関スル陳情書」を提出し、既往の思川放水路計画と基本的に同じだと次のように述べ反対した⁷¹⁾。

「思川放水路ニ抗議シ来レル歴史ハ炳焉日星ノ如シ、思川ニ於ケル高座口直通ノ事業ハ幾度名称ヲ替フルモ、其實質ハ全然放水路ニ違フ迄ナシ、然ルニ今回ハ之ニ加フルニ、渡良瀬川ノ直通サヘ実行セラレントスルニ非ズヤ。」

このような地元地域からの強い反対意見があり、茨城県は慎重に審議したのである。埼玉県会も明治42年9月の臨時県会で渡良瀬川改修事業は時期尚早として否決した後、翌年2月の通常県会で可決した。

一方、明治42年9月の臨時県会でこの改修事業を可決しなかった茨城・埼玉の両県会に対し、下野西南治水会は42年11月「渡良瀬川ノ河身ヲ改良シテ、四県下拾余万民塗炭ノ疾苦ヲ救済セラレンコトヲ謹テ陳情候」と、早急の解決を要請したのである⁷²⁾。また群馬県邑楽郡では、可決しない茨城県会に対して次のような陳情書を提出した⁷³⁾。

陳情書

渡良瀬川ノ水源タル山林伐採ハ、全川ノ河底ヲ埋昂シ、為メニ河川ノ氾濫ヲ屢々年豊カニシテ、民ニ菜色ノ嘆アラシムルモノ既ニ久シ。爰ヲ以テ渡良瀬河身改修ヲ実施シ、以テ沿岸民ヲ救済セラレンコトヲ貴衆両院ニ請願シ、或ハ該希望ヲ政府ニ陳情セシコト、明治二十九年以来其幾回タルヲ知ラス。然レトモ未ダ其機ヲ得ス。遂ニ荏苒今日ニ至リテ、千計万慮全ク盡キ策ノ施スベキモノナク、徒ラニ手ヲ拱シテ天命ヲ俟ツノ悲境ニ沈淪セル者、洵ニ悲惨ノ極ト云フベキナリ。而ルニ政府ニ於テモ此ノ悲絶惨絶ナル沿岸民ヲ救済スル方法トシテ、渡良瀬川河身改修ノ実施ヲ計画シ、是レヲ茨城、埼玉、栃木、群馬ノ四県ニ対シ諮問セラルルノ運ビニ至リテ、栃木、群馬ノ両県会ハ政府ノ計画ヲ賛シ以テ諮問ニ答申セラレタルモ、貴県会及ヒ埼玉県会ハ曩キノ県会ニ於テ、之レカ決定ヲ延

期セラレタルヲ以テ、今ヤ更ラニ県会ニ諮問セラルルト聞ク。爰ニ於テ吾等沿岸民ハ叙上ノ事実ニ因リ、渡良瀬川河身改修ノ成否ハ沿岸民生死ノ繫ル所ニシテ、之レガ施行ヲ望ムヤ嘗ニ一日三秋ノミーアラザルナリ。且ツ此ノ機ヲ逸センカ、何レノ時カ沿岸ノ希望ヲ達スル時ナキヲ思ヘハ、憂心沖々措ク能ハサル所ナリ。仰キ願クハ渡良瀬川沿岸民ノ痛苦ヲ察シ、改修案ヲシテ完カラシメラレシコト熱望ノ至リニ堪ヘス。辞礼ヲ欠ク所アルモ、表情御採納相成度、邑楽治水会大会ノ決議ニ依リ謹テ陳情仕リ候。敬具

群馬県邑楽郡治水会

代表者 長谷見弥十郎

松本英一

山本栄四郎

県会議員殿

邑楽治水会大会の決議をもつての群馬県邑楽郡の陳情である。渡良瀬川改修がいかに当地域にとって重要であるかが分かる。当地域の安定そして発展にとって、渡良瀬川改修は基本的な課題だったのである。

ところで、明治43年(1910)4月まで、なぜ事業着手に至らなかったのか、あるいはなぜこの時に着手されたのであろうか。明治43年8月、全国的な大水害があり、これを契機に第一次治水長期計画が樹立された。そして翌年度から全国の大河川で治水事業が進められたが、利根川の一支川である渡良瀬川改修はそれに先立って着工されたのである。この時までには政府が治水事業に着手していたのは、木曾川、淀川、利根川などの10大河川であり、首都・東京を流下していた荒川も着工していなかった。利根川の一支川である渡良瀬川の国直轄による改修事業が異例に早いことが分かる。

足尾鉍毒問題が、渡良瀬川遊水地築造を伴うこの早期の渡良瀬川改修に大きく影響したことは間違いない。内務省は次のように述べ、渡良瀬川改修が鉍毒事件さらにその延長としての谷中村問題に関連があったことを指摘している⁷⁴⁾。

「明治23年頃ヨリ同39年ニ涉レル鉍毒被害、次デ谷中村問題等ニ依リ渡良瀬川ノ名ハ世人ニ遍シト雖モ、要スルニ其被害ハ主トシテ水害ノ齎ス所ニシテ其激甚ノ度又自ラ想定スルニ難カラザル可シ、故ニ朝野挙ゲテ之ヲ忽諸ニ附ス可カラザルモノアルヲ認メ、明治43年第26議会ニ於テ本渡良瀬川洪水防禦ノ議ヲ決セリ。」

さらに栃木県の強い働きかけが背景にあったと考えている。谷中村は、思川が渡良瀬川に合流する最下流部に谷中村は位置している。その周囲は、思川と渡良瀬川に沿う堤防で囲まれている。その堤防の中で特に思川沿いの堤防は上流部の部屋、白鳥、赤間などとの間で利害関係があり、谷中が独自に強化することができなかった。

また栃木県による思川放水路計画は、下流の茨城県の強い反対にあつて実行できない。渡良瀬川・思川下流部の新たな河川秩序をつくるには両県を越えた存在、つまり国の調整によって初めて可能であった。

国直轄による改修を早期に実現するにはどうしたらよいか。国直轄工事は、基本的に用地買収が終わってから進められる。工事着工前の用地買収に多大な労力と時間がとられている。この着工のネックとなる用地買収を一日でも早く解決して国に引き渡すことと、栃木県は判断したと想定される。栃木県は、明治40年(1907)、谷中村に土地収用法を適用し、残存していた家屋の強制破壊を行ってまで全面買収を進めたのである。

一方、谷中村村民は、なぜあそこまで激しく抵抗したのだろうか。その反対闘争は、鉍毒を引き起こした製銅所（古河）への怒り、また「暴虐」なる国家権力・明治政府への抵抗という田中正造の理念に共鳴したのだろうか。

これについて、もちろん、その答えをもっている訳ではないが、ここに興味ある資料がある。表7は、千葉県佐原より下流で行われた利根川第一期改修事業での用地費である。この事業は国直轄として33年度から着工されたが、用地は33年度から37年度にかけ、土地収用法を適用して買収が行われた。田の反当たりは約151円、畑は約201円、宅地は314円となっている。

これに対し栃木県によって行われた谷中村土地買上は、表8に示してある。堤内地の水田単価は反当たり36円、畑39円、宅地129円となっている。つまり利根川第一期改修に比べて水田で24%、畑で19%、宅地で41%としかになっていない。驚くべき程、安い単価である。

谷中村は耕地としては条件の悪い低湿地域であるが、利根川第一期事業は千葉県・茨城県下の利根川最下流部であって、ここも低湿地帯である。谷中村がさらに格段と悪いということだろうか。この買収価格を知って、谷中村住民が栃木県に対し、激しい不信感をもつのは当然だと推測される。それも私企業による銅山経営による鉍毒によって、田畑を荒らされた後である。谷中村住民の強い反発・抵抗は、この買収価格が一つの重要な出発点であったと考えている⁷⁵⁾。

なお明治28年(1895)、谷中村と近接町村との間の地価比較が行われている。谷中村の地価は、思川直上流の部屋村と比較し、水田で15%、畑で59%、宅地で77%となっている(表9)。部屋村も水害で痛めつけられた地域であるが、そこよりもかなり安い。谷中村は、思川最下流部に位置し湛水条件が最も悪かった地域であったことが、この地価からも読み取れる。

表7 利根川第一期改修事業の買収価格

摘 要	員 数	金 額 (円)	単価当 (円)	
土地買収	田	5,083.820反	770,049.446	151.470
	畑	325.318	65,482.115	201.230
	宅 地	103.105	32,417.064	314.373
	原 野	636.418	39,631.325	62.270
	堀 敷	224.211	10,859.575	48.430
	溜 池	1.420	58.667	40.000
	押 堀	0.914	33.032	34.900
	川 成	0.317	9.986	28.000
	墓 地	0.629	153.267	220.000
小 計	6,376.152	918,694.477	144.070	
建 物 移 転	6,248.984坪	40,092.443	6.420	
其 他 地 上 物 件	—	14,529.703	—	
小 計	—	54,622.146	—	
合 計	—	973,316.623	—	

(出典：「利根川第一期改修工事」内務省 1913年)

表8 栃木県による谷中村土地買上代提示価格

地目	数量	登記最高価格 地価百円に付	同左に依る 総価格	同左総価格に 依る一反当り	買上一反価格 (凡そ三割増)	買上総価格	
堤内地	田	反別地価 178丁 2209 10,489円 208	473円	49,613.954円	27.838円	36.000円	64,160.280円
	畑	// 277 2225 // 15,826 024	527	83,403.146	30.085	39.000	108,119.037
	宅地	// 27 6107 // 5,049 771	畑に依る	26,612.293	96.378	125.000	35,153.375
	山林	// 8 0429 // 89 395				25.000	2,012.420
	原野	// 341 2524 // 175 623				20.000	68,251.600
	池沼	// 12 2509 // 5 381				8.000	976.400
	計	// 844 6209 // 31,635 402					279,035.092
	堤外地	畑	// 92丁 3828 // 9,182円 413	地価三倍	27,547.239円	29.700円	30.000円
宅地		// 6 5112 // 1,228 133	同 四倍	4,912.532	75.400	75.000	4,885.500
山林		// 4 0319 // 37 547				20.000	807.000
原野		// 85 2520 // 151 711				15.000	12,788.430
池沼		// 24 2520 // 28 862				6.000	1,455.120
計		// 212 9009 // 10,628 666					47,787.750
総計		// 1,057 5217 // 42,264 066					326,822.842

(出典：「谷中村民有地ヲ買取シテ瀧水池ヲ設ケル稟請」『救現No7』田中正造大学出版部 1988年)

表9 明治28年 谷中村並びに周辺町村間における地価対照表

地目	町村	地価反金	谷中村地価反金	差引剩過〔不足〕
田	部屋村	38,648厘	5,931厘	〔24,949〕
	生井村	30,880	5,931	〔32,717〕
	藤岡町	35,777	5,931	〔29,846〕
畑	部屋村	11,428	6,772	〔 2,492〕
	生井村	9,264	6,772	〔 4,656〕
	藤岡町	12,465	6,772	〔 5,693〕
宅地	部屋村	23,773	18,331	〔 5,442〕
	生井村	18,159	18,331	172
	藤岡町	31,053	18,331	〔12,722〕
山林	部屋村	1,523	1,002	〔 521〕
	生井村	1,282	1,002	〔 280〕
	藤岡町	1,563	1,002	〔 561〕
原野	部屋村	146	1,052	506
	生井村	461	1,052	591
	藤岡町	149	1,052	903
池沼	部屋村	100	755	655
	生井村	257	755	498
	藤岡町	100	755	655

備考 本表ノ地価金ハ、明治廿八年下都賀郡役所調査ノ郡統計書ニ由ル。

(栃木県管理委任文書)

5. おわりに

渡良瀬川中・下流部の開発には、築堤を中心とした治水が不可欠である。しかも赤間沼、越名沼、板倉沼などの湖沼がある低湿地域を多く抱え、治水に関して厳しい利害関係を内包していた。それは、治水をめぐる地域対立として表面化する。渡良瀬川中流部での右岸・群馬県（上野国）と左岸・栃木県（下野国）の対立であり、思川下流部における部屋・生井・寒川村々などと最下流部の谷中村との対立である。また栃木県と茨城県との上・下流の対立があった。近世に成立したこのような治水秩序が、遊水地問題を考える場合の出発点である。このような基本認識の下に、足尾鉍毒問題とも関連させながら渡良瀬遊水地築造の歴史的経緯について論じてきた。

最後に、本稿で使用した群馬県文書館蔵史料、栃木県管理委任文書および小山市須田家文書は、（財）渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団専門研究員・熊倉一見氏が収集し整理したものであることを明記し、熊倉氏に深く謝意を表します。

注

- 1) 「明治四年八月 渡良瀬川水行嘆願書」『藤岡町史資料編 近世』 藤岡町史編さん委員会 2000年 p.103
- 2) 『群馬県邑楽郡誌』 群馬県邑楽郡教育会 1917年 p.725
- 3) 佐野市史編さん委員会『佐野市史資料編 3』 佐野市 1976年 pp.773～774
- 4) 「足尾銅山鉍毒事件ノ沿革ニ関スル第一回報告書」（第六号、上申書、吾妻村長） 『足尾銅山ニ関スル調査報告書ニ添付スヘキ参考書号外ノ第二』 1902年
- 5) 「足尾銅山ニ関スル調査報告書ニ添付スヘキ参考書第八号」 1902年
- 6) 「足尾銅山鉍毒事件ノ沿革ニ関スル第三回報告書」調停の契約 『足尾銅山ニ関スル調査報告書ニ添付スヘキ参考書号外ノ第三』 1902年
- 7) 「足尾銅山鉍毒事件ノ沿革ニ関スル第三回報告書」第三十六ノ一 前出
- 8) 前掲書 6)
- 9) 「足尾銅山鉍毒事件ノ沿革ニ関スル第三回報告書」第三十四号 前出
- 10) 「足尾銅山鉍毒事件ノ沿革ニ関スル第三回報告書」第三十七号 前出
- 11) 『佐野市史資料編 3』 前出 pp.813～816
なおこの資料では、契約締結の月日は、明治25年6月30日となっている。
- 12) 「足尾銅山鉍毒事件ノ沿革ニ関スル第三回報告書」第四十五号 前出
- 13) 「足尾銅山鉍毒事件ノ沿革ニ関スル第四回報告書」第二百一十一号ノ一『足尾銅山ニ関スル調査報告書ニ添付スヘキ参考書号外ノ第三』 1902年
- 14) 「足尾銅山鉍毒事件ノ沿革ニ関スル第四回報告書」第二百一十一号ノ二 前出
- 15) 「足尾銅山鉍毒事件ノ沿革ニ関スル第四回報告書」第二百二十二号 前出
- 16) 「明治二七年 渡良瀬川堤防修築工事請願書並びに同設計書」（群馬県立文書館蔵）
- 17) 『群馬県議会史 第2巻』 群馬県議会 1957年 pp.436～437
- 18) 『佐野市史資料編 3』 前出 pp.775～777
- 19) 「明治二九年十月 渡良瀬川改修請願書（群馬県邑楽郡ヨリ）」（小山市 須田昇家文書）
- 20) 「明治二九年十二月 渡良瀬川下流新川開鑿建議書」（群馬県立文書館蔵）
- 21) 「明治二九年十二月 足尾鉍山ニ関スル建議」『栃木県議会史 第1巻』 栃木県議会 1983年 pp.1467～1468
- 22) 小蔵文次郎「渡良瀬下流鉍毒地の地質報告」1897年

- 23) 「明治三十年 渡良瀬川治水ニ付建議」(国立公文書館)
- 24) 「渡良瀬川河身大回復諸工事实行ノ請願書」栃木県史編さん委員会『栃木県史資料編近現代九』栃木県 1980年 p.828
- 25) 「邑楽郡各議長ノ内務大臣宛陳情書」『群馬県史資料編20 近代現代4』群馬県史編さん委員会 1980年 pp.606~610
- 26) 内務大臣 内海忠勝「鉍毒調査会ニ対スル意見書」1903年(国立公文書館)
- 27) 「茨城県通常県会速記録12号」明治40年12月6日
- 28) 「明治39年1月 思川改修陳情書」(野木町法音寺文書)
- 29) 「明治6年7月 新川切開ニ付御答口上書」(小山市 金沢長一郎家文書)
- 30) 「年不詳 下都賀郡南部治水改良概算調」(小山市 須田昇家文書)
- 31) 栃木県管理委任文書
- 32) 『栃木県議会史 第2巻』栃木県議会 1985年 p.394 pp.435~437
- 33) 古河市史編さん委員会『古河市史資料 近現代編』古河市 1984年 pp.245~247
- 34) 藤岡町史編さん委員会『藤岡町史資料編谷中村』藤岡町 2001年 pp.248~249
- 35) 「明治38年4月 思川最狭隘場所遊水地設置意見書」(小山市 須田昇文書)
- 36) 「明治38年7月 思川沿岸生井村大字網戸及友沼川岸ニ遊水地設置願」(野木町法音寺文書)
- 37) 「明治38年7月 思川最隘所切開出願ニ対スル参考書」(野木町法音寺文書)
- 38) 「明治三十八年十二月 思川改修陳情書」『藤岡町史資料編谷中村』前出 pp.250~252
- 39) 「明治38年12月 思川改修再陳情書」(小山市 須田昇文書)
- 40) 「明治38年12月 陳情書」(野木町法音寺文書)
- 41) 「明治38年12月 非思川改修工事陳情書」(野木町法音寺文書)
- 42) 『栃木県議会史第2巻』前出 pp.861~865
- 43) 「明治39年1月 陳情書」(群馬県立文書館蔵)
- 44) 明治38年12月16日下野新聞
- 45) 「明治39年2月 群馬県庁宛葉書」(群馬県立文書館蔵)
- 46) 「明治39年5月 一府五県治水会開催届」(野木町法音寺文書)
- 47) 「明治39年5月 思川改修工事不認可請願書」(群馬県立文書館蔵)
- 48) 「明治39年5月 思川改修工事に付き群馬県邑楽郡長より同県第一部長宛文書」(群馬県立文書館蔵)
- 49) 「明治39年6月 思川改修工事に付き栃木県知事より群馬県同宛文書」(群馬県立文書館蔵)
- 50) 「明治39年 一府五県治水同盟会による思川改修工事反対運動感謝状」(野木町法音寺文書)
- 51) 由井正臣・小松裕編『亡国への抗論 田中正造未発表書簡書』岩波書店 2001年 pp.171~217
- 52) 「明治41年3月27日 衆議院議事速記録第20号 議長の報告」
- 53) このことについて、拙著「足尾鉍毒事件と渡良瀬遊水地の成立」(国際地域学研究第5号)東洋大学国際地域学部2002年3月)を参照のこと。
- 54) 「明治三十年十二月 谷中村々債条例並びに起債理由書」(慶応義塾大学蔵)
- 55) 「明治三十一年四月 谷中村々債弁明書」『藤岡町史資料編谷中村』前出 pp.231~233
- 56) 「明治二五年十二月栃木県会建議書」『栃木県議会史第1巻』栃木県議会 1983年 p.1198
- 57) 「明治二年八月渡良瀬川瀬替嘆願書」『藤岡町史資料編谷中村』前出 pp.197~198
- 58) 前掲書54)
- 59) 「明治二七年十月 谷中村堤防拡築嘆願書」『藤岡町史資料編谷中村』前出 pp.218~221
- 60) 「明治三十年十月 谷中村々債条例並びに起債理由書」(栃木県管理委任文書)
- 61) 「明治三十年十二月 村債条例制定の義に付き添書」(栃木県管理委任文書)
- 62) 「明治三十一年二月 谷中村堤防寄付工事に付き回答書並びに仕様書」(栃木県管理委任文書)
- 63) 前掲書55)

- 64) 「下野新聞 明治三十二年十一月二八日付け」
- 65) 「栃木県議会史 第2巻」前出 1983年 pp.446～512
- 66) 同上
- 67) 具体的にどのような工事がいかにして行われたのかは、資料的には明らかでない。しかし明治17年測量の迅速図と明治40年測量の5万分の1地形図とを比較すると、赤麻沼の南に堤防が築かれている。この時、築かれたものかもしれない。
- 68) 『栃木県議会史第2巻』栃木県議会 1985年 pp.394～395
『栃木県史資料編 近現代二』栃木県史編さん委員会 1977年 p.187
- 69) 「明治四十二年 渡良瀬川改修費用負担ノ件諮問」『栃木県議会史 第二巻』前出 pp.1150～1154
- 70) 『茨城県議会史 第2巻』茨城県議会 pp.1459～1528
- 71) 『古河市史資料 近現代編』前出 pp.257～261
- 72) 「明治四十二年十一月 渡良瀬川改修陳情書（下野西南治水会）」『藤岡町史資料編谷中村』前出 pp.252～253
- 73) 小山市須田昇家文書
- 74) 内務省「渡良瀬川改修工事概要」
- 75) 明治40年3月26日付内務大臣・原敬「谷中村枉法破壊ニ対スル答弁書」『第二十三回帝国議会衆議院議事 速記録第二十三号』によると、「補償スル土地物件ノ価格ハ県ニ於テ實際ノ売買額及登記所ニ於ケル評定価格等ヲ其標準額ヲ定メタルモノ」と述べている。

A Study on the Process of WATARASE Retarding Basin
in relation to ASHIO MINE POLLUTANT CASE (IV)

Sigeki MATSUURA

The area opposition had been occurred intensively in the lower part of WATARASE River and OMOI River since the Modern times. YANAKA Village, which was located in the most lower part of WATARASE River, was in the weakest situation because of the natural condition and the historic process of the development.

ASINO MINE POLLUTANT DAMAGE spread in the flood area of WATARASE River in the Meiji 20s. The pollutant damage occurred by the accumulation of the earth and sand in the flood which contained pollutant produced in the copper mining process. The both of TOCHIGI Prefecture in the left side of WATARASE River and GUNMA Prefecture in the right side planned the reinforcement and the construction of the bank. But those plans weren't implemented by the opposition of the Prefecture on the opposite shore. A private settlement was proceeded with between the executive at the ASINO MINE and the damage people. The damage people insisted on the importance of the flood defense on WATARASE River.

In the lower part of OMOI River, the river improvement works were demanded by the local resident and the landform measure was acted by their load. After that, the spillway plan was settled on but a vigorous opposition exercise was done by the resident in the downstream part. By this exercise, the work wasn't set about.

After all, WATARASE RIVER Improvement Work was started by the Interior Ministry in 1910. In the Project, WATARASE Retarding Basin was constructed with abolishing YANAKA Village. For the Improvement Work, TOCHIGI Prefecture, GUNMA Prefecture, SAITAMA Prefecture and IBARAGI Prefecture paid 31% of expenses of the whole. But the vigorous dispute occurred concerning the load in each Prefecture.